

第2回長野県環境審議会地球温暖化対策専門委員会議事録

日時：平成24年8月3日（金）

午後1時30分から午後4時30分

場所：県庁 議会増築棟 3階 第2特別会議室

田中企画幹

それでは定刻となりましたので、ただ今から第2回長野県環境審議会地球温暖化対策専門委員会を開会いたします。本日の司会を務めさせていただきます温暖化対策課の企画幹の田中でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。着座で失礼いたします。

それでは初めに環境部長の原からご挨拶を申し上げます。

原環境部長

長野県環境部長の原でございます、どうぞよろしくお願い申し上げます。本日は長野県環境審議会地球温暖化対策の専門委員会を開催いたしましたところ、ご多忙の中ご出席賜りまして本当にありがとうございます。前回の専門委員会に引き続きまして暑さに負けないような活発な熱い議論を期待するところでございます。よろしくお願い申し上げます。

今ほど申し上げましたように、長野県も連日暑い日が続いているわけですが、昨年の大震災以降に、国全体にエネルギーへの関心でありますとか、あるいは、節電、省エネルギーといった部分、非常に関心の高まりが実感されるようなところでございますけれど、このエネルギー自給戦略の側面を有しております温暖化対策の新戦略構築の重要性というものもあらためて認識しているところでございます。

ご案内の通り、メディア紙上も色々賑わっておりますけれども、国におけます、エネルギー政策、温暖化対策の国の方向性につきましては、メディア中を騒がしていますにぎやかな議論、細思がございまして、エネルギー戦略に関します3つの選択肢でございまして、私ども長野県におけます今後の温暖化対策の在り方にも関連するものとして、非常に私どもも議論を注視しているところでございます。また、先ほど政府が日本再生戦略におきましては、環境エネルギーというものが重点分野の1つと位置付けられているものでありまして、今後の国の2013年度の予算編成においても重点配分などという措置が想定されておりまして、これもまた、本県におきましても、我々にとりましても、「その動向を踏まえながら適切に対応していかなければ」と、こんなふうにいるところでございます。

本日の2回目の地球温暖化対策の専門委員会でございますけれども、前回の専門委員会の以降に開催されました「ステークホルダー会議の状況報

告」でありますとか、委員の皆様にも、そのあとご参加いただきましたタスクフォースでの議論を経た「新制度の素案」につきまして、皆様方の忌憚のないご意見をいただこうと思っているところであります。予定によりまして4時半までということではありますが、限られた時間でもございまして、またハードな時間日程でもあろうかということもありますが、活発なご議論いただければと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

田中企画幹

ここで本日お手元にお配りしました資料の確認をお願いしたいと思います。本日の会議資料は、「会議次第」と「委員出席者名簿」以外に「資料一覧」記載の通りでございます。ご確認をお願いします。また、本日、都合によりまして高木副委員長、田中委員から欠席とのご連絡をいただいておりますのでご報告申し上げます。本日の会議は公開とさせていただき、内容につきましては議事録をホームページ上に公開いたしますので、その旨委員の皆様におかれましてはご了解願います。

それでは、これから議事に入らせていただきます。

本日の会議事項についてですが、「第1回長野県地球温暖化対策ステークホルダー会議の開催状況について」、2番目に「新制度策定にあたっての論点整理について」その他として、歌川委員から「中部地方の電力需給についてのご説明」でございます。

以降につきましては長野県環境審議会地球温暖化対策専門委員会設置要綱第4の規定により委員長が議長を務めることになっております。

一方井委員長さんに議事の進行をお願いいたします。

一方井委員長

はい、それではこれから私が進行を務めさせていただきます。

先ほど原部長からお話がありましたように、今日は制度の素案と言いますか、全体のフレームワークを決める論点整理の話がございます。若干長丁場でございますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。それでは初めに会議事項1「第1回長野県温暖化対策ステークホルダー会議の開催状況について」ご説明を県からお願いしたいと思います。

中島課長

それでは私の方から、資料1に基づきまして第1回長野県温暖化対策ステークホルダー会議の開催状況についてご説明いたします。出席者につきましては、ここに記載の通り、各種業界団体、企業団体、またはNPO関係者、温暖化対策に関わる幅広い関係者にご参加いただき、また高木委員、宮入委員にもご参加いただき、開催しました。この第1回ステークホルダ

一会議は、昨年度の戦略検討会議報告書につきまして昨年度の検討会の座長をつとめていただきました小林光慶応大学教授からプレゼンをいただきまして、それに基づきまして各参加者からご意見をいただくという方式ですすめました。主な意見については記載の通りでございますが、自然エネルギーの導入、行政との連携、建築物への対策、事業所への対策、普及啓発、低炭素社会を目指したまちづくり、政策、等々の観点から、それぞれの立場とご経験をふまえた貴重なご意見を賜りました。こういったご意見も踏まえて、タスクフォースで議論をすすめさせていただいたところでございます。なお次回につきましては、10月19日の金曜日に、ステークホルダー会議を開催する予定でございます。次回につきましては、9月中に予定をしています報告、中間報告を基に、できましたらこの専門委員会の委員の皆様方にもご都合がつく方にはご参加いただいて、意見交換できればと考えています。どうかよろしくお願いたします。以上でございます。

一方井委員長 はい、ありがとうございます。ステークホルダー会議の開催状況は詳細な資料もお手元にあると思えますけれども、今の中島課長のお話も含めて何かご意見、あるいはご質問等ありましたらどうぞよろしくお願します。

宮入委員 1つよろしいでしょうか。

一方井委員長 はい、どうぞ宮入委員。

宮入委員 当日参加をさせていただきましてありがとうございます。大変当日も幅広い方が「様々な観点からご意見いただけたな」という感想もございました。中身については資料の通りでございますけれども、「一概に皆様方が大変熱心だったな」との感想がありましたので申し添えさせていただきます。よろしくお願します。

一方井委員長 ありがとうございます。その他何かございましたらどうぞ。
これはあのう、こう、いろんな方がこられたと思うのですが、何というのでしょうか、かなり幅広い意見が出たという感じでしょうか、その産業界から一般の人の方までが。

田中企画幹 はい、基本的には今回条例等を改正していくにあたって、関係が生じそうな団体、あるいは、環境、こうした活動に熱心な団体等にお声かけをさ

せていただきました。意見につきましては宮入委員からもお話があったように、もちろん意見としてはここにあるように様々な幅はあったのですが、総じて皆様、地球温暖化対策を、自然エネルギーを進めていくべきだとの観点でのお話があったという認識をしております。

一方井委員長

はい、ありがとうございました。

その他何かございますでしょうか。

はいそれでは、大半の意見が出尽くしたと思いますので、次のところに入りたいと思います。

続きましては、長野県温暖化対策新制度作成にあたっての論点整理について、というところについて説明をお願いいたします。

中島課長

それでは資料2に基づきまして、ご説明いたします。この新制度策定にあたっての論点整理に関しましては、タスクフォースと委員会を開催させていただきまして、一部の委員会の委員の先生からは多大なご協力をいただき、感謝を申し上げます。非常に多岐にわたった論点でございますので、論点ごとに切りながら、非常に短いしきりで説明をいたしますけれども、ひとつひとつの論点について丁寧に議論していただければと考えています。まず資料2の全般でございますけれども、全般の論点として3つございます。1つめが「持続可能で低炭素な環境エネルギー地域社会を作る」というのが新しい条例を貫くコンセプト、目標にしてはどうかということでございます。これは昨年度の報告書の中で、提言を受けているものでございますけれども、新しい計画、新条例は温室効果ガス排出削減とエネルギー自給の2つの観点から、政策を盛り込むということできたと考えておりますから、そういった両面の視点を、入れた表現として「持続可能で低炭素な環境エネルギー地域社会」、環境エネルギーというのは新しい言葉で少し整理する必要がございますが、この「環境エネルギー地域社会の構築を目指す」という形でいきたいと考えております。2番目の「地球温暖化対策をめぐる国内外の状況およびこれまでの長野県の地球温暖化対策の取り組みをどのように踏まえるべきか」ということでございますが、ここでは踏まえるべき視点についていくつか列挙をしております。国のエネルギー政策および地球温暖化対策の見直しが現在されているということ、そして検討の現段階で提示されている選択肢が、3つございますがいずれも省エネおよび自然エネルギーの大幅な拡大が含まれております。また、東日本大震災、原発停止によるエネルギー制約型社会になっていることや、また化石燃料の高騰傾向が継続していることを踏まえれば、省エネおよ

び自然エネルギーの拡大は急務であると考えています。これ以外に踏まえる視点があれば、ぜひご指摘いただければと考えています。3つ目ですが、「長野県をめぐる社会状況の変化をどのように踏まえるべきか」ということについては、気候変動の影響の顕在化が生じております。エネルギーの高騰による経済や家庭への影響の増大が懸念されるという状況になっていまして、こういった状況を踏まえれば温室効果ガス排出の削減と省エネおよび自然エネルギーの拡大は急務になるということですが、これについてもこれ以外に踏まえる視点、状況等がございましたら、ご指摘いただければということでありまして、ここでいったん切りまして、ご意見をお伺いしたいと考えております。

一方井委員長

はい、ありがとうございました。論点3つ、ご説明いただきました。それでは、論点一つ一つご意見をいただきたいと思っております。

最初のところ「持続可能で低炭素な環境エネルギー地域社会をつくる」というところがございますが、どのようにしましょうか。

あ、どうぞ。

山下委員

基本的にはいいと思っておりますので、2の資料に書いてある「安心して暮らせる豊かな」というところは必ず強調していただきたい。「持続可能な低炭素な」というのはどうとでもとれるので、「県民が豊かに暮らせる」ということはサブで入れるのか、強調しておければいい、と思っています。

一方井委員長

はい、ありがとうございました。

その他いかがでございましょう。

はい、それでは論点1は県の方で整理していただいたところでほぼ皆様方合意されたと思っておりますので、この方向で進めていただければと思っております。

それでは論点2のところ、「内外の状況および長野県の地球温暖化対策の取り組みをどのように踏まえるべきか」という点についてはいかがでございましょうか。

4点示されておりますけれども、あるいはこれ以外でも踏まえるべきものがございましたら、ご指摘をいただけるかと思っております。

大林委員

すいません。

一方井委員長

ああどうぞ、大林委員。

大林委員 議論に参加していないので質問という形になるのですが、「国のエネルギー政策」とくに「地球温暖化対策の見直し」というふうに書かれているのですが、国レベルで言いますと、明らかに日本は地球温暖化対策は後退していく方向になるのですが、これはどういった意味で考えているのか教えていただければ。

田中企画幹 はい、あくまで現在、国で、そうしたエネルギー政策・地球温暖化対策の見直しを実施されているという事実を踏まえただけの記述です。そのため長野県でも後退させるとか、成熟させるとか、そういう趣旨でも、どちらでもありません。

一方井委員長 はい、ありがとうございました。その他いかがでございましょうか。
はい、それでは2もとりあえず県の方でご提示いただいている方向で進めていただくということで、進んでいただければと思います。
論点3「長野県をめぐる社会・経済状況の変化をどのように踏まえるべきか。」3点ございますけれどもいかがでございましょうか。
はい、じゃあ特に異論等ないようですので。
はいどうぞ。

宮入委員 整理だけの問題かもしれませんが、一番最初の「気候変動の影響の顕在化」というふうな記載がありますが、具体的にもうちょっと踏み込んだ方が、もしかすると、その左側の方の論点で「社会・経済状況の変化」というものと対応がわかりやすいのかなあと、ただ、単に「気候変動の影響の顕在化」だけだと、どう、社会とか、経済の状況に変化してきているのか、ややちょっと分かりにくいかなあとというのがありましたので、そこを補足いただければというのがあります。
あともう1つ「経済・家庭への影響が増大している」というのがありますので、最初の方にありましたように経済の今後の発展とか、そういったテーマを少し盛り込むことが可能であれば、それを入れていただければいいのかなあと、そんなふうに思いました。

一方井委員長 はい、どちらからでも、どうぞ。

田中企画幹 はい、今のご指摘の点につきましては、おっしゃる通りに拡充をして書いていきたいと、特にデータとか図表等をお示して、どちらかの点を記述できればと考えています。

一方井委員長

はい、それじゃあ具体的な表現ぶりについては、県に預けたいと思います。

その他いかがでございましょうか。

はい、それではとりあえず 1、2、3 は以上にさせていただきます、次の説明をいただきます。

中島課長

その次につきましては、計画の論点でございまして、第3回につきましては、この資料そのものに文言整理してあるものを少しまとめてご議論いただいているかと思えます。計画の1点目でございますが、「関係する施策を総花的に盛り込むのではなく、目標とそれを達成するための効果的な施策を体系的に配する『戦略計画』として策定してはどうか」ということでございます。この通りの方向で目標達成に向けた取り組みをして、制度と個別政策を組み合わせたパッケージにした「戦略」にしたいと考えております。

2点目ですが、2ページの一番上でございますが、「地球温暖化対策のための計画という視点に加え、県のエネルギー政策体系（エネルギー自給戦略）としての側面を盛り込んだらどうか」という視点でございます。

昨年3月の東日本大震災、原発事故を教訓に、省エネルギーそれからエネルギー源の多様化を、分散化ということで「温暖化対策という視点だけではなく、エネルギーという視点を加えた持続可能で低炭素社会、そういったものの実現」が必要だということで、環境エネルギー政策といたしていますのは、エネルギー政策全般と言いますか、省エネルギーと自然エネルギーの部門を中心とし、節電対策、ピークカット、またエネルギーの適正利用といった視点を入れるという環境エネルギー政策という言葉の使い方ですが、「環境エネルギー政策についても加える必要がある」と考えております。

次「別紙」のところはまた追って次にご議論いただくということで、お願いをして、4番目でございますが、「計画の期間」でございまして。「2020年度までが期間」と考えたいのでございますが、「レビューはどうするか」ということでございますが、計画期間は国の目標に合わせて2020年まで8年間、レビューにつきましては長野県の関連の計画、中期総合計画が同じく来年度から5年間ということですし、また長野県の環境基本計画も現在改定作業が行われておりまして、同じく13年から5年間ということですから、こうした他の計画とも整合性を図るということと、取り組みとして十分な取り組みをしたあとにレビューをすることを含めて、「5年目2017年度にしてはどうか」ということでございます。その後必要に応じて見直し

をするそういった提案でございます。これが4番目でございますが、7番目ですが「目標年度について2020年度、2050年度にしてはどうか」ということですが、これに加えて、前回の委員会でも大林委員からご意見がございましたが、国のエネルギー政策の見直しでも審議されている2030年というのも非常に重要なポイントでございますので、「2020年度短期、2030年度中期、2050年度長期でどうか」ということでございます。それから14のところですが、4ページの上から2つめでございますが、「計画を定める政策体系について、提言書の提案を基本にしてはどうか」ということでございます。現在の計画の課題である各政策の実効性の乏しさを改善するために、「取り組むべき短期的な施策を制御する」ということと、「中長期の施策2030年と2050年の方向性を組み合わせたパッケージとする」とことで考えてございます。ここまででご議論いただければと思います。

一方井委員長

はい、ありがとうございました。

論点は計画のところの1、1と2と4と7と14ということによろしいでしょうか。

はい、それでは1の「施策を総花的に盛り込むのではなく、目標とそれを達成するための効果的な施策を体系的に配する『戦略計画』としてはどうか」としてはいかがでしょう。

特にご意見はございませんでしょうか。

はい、それではこのご提案の方向ということにして、論点2の方はいかがでございますでしょうか。「エネルギー政策体系としての側面」ということでございます。

はい、じゃあ、これも特にご異論はないように思いますのでこの方向で進めていただければと思います。では3はあとにすることにしますので、4番目、「計画の期間」のところ「全体目標期間」と「レビュー案」のところでございます。

よろしいでございますでしょうか。

はい、それでは「計画の期間」、「レビュー案」についてはこの方向でということによろしく願います。

それでは3ページ目7のところ。「目標年度について中期と長期をつくってはどうか」というところでございます。

はい、これも特にご異論はないようですので、この方向で対応したいと思います。

それから4ページ目の14ですが計画に定める政策体系について提言書の提案を基本としてはどうか。ということで、右の方に提案が書いてご

ざいますが、いかがでございましょうか。

はい、じゃあこれも特にご異論がないようでございますので、提言書にあったような「短期施策、中・長期施策の方向性として組み合わせたパッケージとする」、提言書による「主体別の政策パッケージとする」方向で進めていくことでよろしく申し上げます。

どうぞ、大林委員。

大林委員 戻って申し訳ないんですが、計画の4のところ、定期的なレビューを行うとすれば、何年周期が適切かと、これは問題提起ではないんですか。

一方井委員長 はい。

大林委員 テーマレビューがもうこの中で決められて。

中島課長 この中ですね、5年目でやってはどうか、2020年までの目標年次ですから、その次の5年後というと2020年超えてしまいますので、5年で見直してその次は2020年ということになると思いますけれども、そういった提案に対してご意見をいただきたいと。

大林委員 じゃあ5年がいいと思うんですが、そうすると前倒しでレビューを始めてやっていくという形ですよ。結構5年というと長いと思うんですよ。自然エネルギー、例えばいろんな所がありますけれど、とりしばだと4年ごとに見直しをやったりして、というのは、やはり自然エネルギーに関していうとコストの低下というものはものすごく速く進む可能性があるもので、もちろん5年ごとでもかまわないのですが、例えば適宜必要な時に入れていくとか、そういったことも含めて入れていったらいいかなあというふうに思います。まあ、レビューの為のレビューというか、そんなのも必要かなあと思います。

一方井委員長 はい、ありがとうございます。

中島課長 基本的には、5年ということにしておいて、委員のご指摘を踏まえて確かに自然エネルギーではどんどん状況が変わってきておりまして、我々の県の政策についても、先が若干見通せないところもございますので、そういった必要な状況に応じれば見直せる、そういった起点にしておくというふうな対応ができるかなと思います。

一方井委員長 はい、ありがとうございました。
臨時レビューというか、若干柔軟性を持たせるようにしとくということですね。
はい、どうぞ。山下委員。

山下委員 ちょっと、私も戻って7なのですが、2030年度の国のエネルギー政策見直し決定がどこまで伸びるかわからなくなってきたので、今年度、前は8月に決定としていたのが、もう年末に決定なのか、というように先が見えない。国の政策が決まってから長野県の目標を決めるという話でないと思うので、むしろ長野県の方で地域の意志というか、それを見せる意欲的な目標ということで2030年度を加えておいて欲しいなと思う次第です。

一方井委員長 はい、それはそういう理解でよろしいでございますよね。

田中企画幹 はい、県の方でも2030年度を目標として加えるということで、ご提案させていただきます。もし、それでよろしければ、その通りにしたいと思います。

一方井委員長 どうぞ。

宮下委員 14番ですけれども、「現在の計画の課題である各政策の実効性の乏しさを改善するため」とこう書いてあるのですが、前年までやってきた高木先生が今日欠席なんです、異議があるのではと思ひまして。

田中企画幹 はい、高木委員も加わっておられた戦略提言、あの提言書の中で、まさに現行の政策の実効性の乏しさが課題だとか指摘をいただいておりますので、県の方で独断的にやったということではなく、高木委員も加わったその提言書の中にある記述の表現そのままでございますので大丈夫かというふうに思います。

宮下委員 高木さんも一応納得をされているということでいいですか。

田中企画幹 はい。

宮下委員 はい。了解しました。

一方井委員長

はい、ありがとうございました。

どうぞ、論点を。もし何か、戻ってということがあれば。

特にないようですので、次に進ませていただきます。

中島課長

計画の3でございます。「計画の名称をどうするか」ということでございます。これにつきましては別紙1で少し案を整理してございます。企画タスクフォースでの検討結果ということで、少し整理してございます。

まず1点目が、全体のものとして、企画タスクフォースでの検討結果もそうですが、県民計画の継続性を考慮して、「第三次 長野県地球温暖化防止県民計画」の表現を主タイトルもしくはサブタイトルとして名称に含める、ということの考え方のもとのABCでございます。Aとしては「第三次 長野県地球温暖化防止県民計画」というもの、計画の継続性からこれまでと同じ名称とするというものがA案。B案ですが「長野県環境エネルギー戦略」として、副題として「第三次 長野県地球温暖化防止県民計画」を副題とするということでございますが、今回の計画には新たにエネルギー自給を加えるという点、実効性のあるものとするところから、環境エネルギーという言葉を使い、また計画ではなく戦略という表現を用いるという案がBでございます。C案は「長野県低炭素社会づくり推進戦略」とし、サブタイトルとして「第三次 長野県地球温暖化防止県民計画」という提案でございます。これは他県の状況等を見まして、低炭素社会作りといったそういった視点で計画等を整理するというところでございますけど、今回の計画のビジョンである低炭素社会の構築について、表現をしております。その他のものとして、頭の体操的に案を整理しておりますが、「長野県エネルギーシフト戦略」、エネルギーの側面に少し重点を置いた戦略、また「長野県カーボンマイナス 戦略」、東京都でカーボンマイナスという、そういった言葉を用いていますが、そういった少し温暖化の側面を強調した名称、それから「信州低炭素未来づくり戦略」ということで、そういった前向きな側面を強調した表現、「信州低炭素エネルギー戦略」ということで、環境エネルギーの環境を低炭素にしているというところですが、そういった名前でございます。計画につきましては全体を見た上で、また整理という考えもあるかと思いますが、基本的には昨年度の戦略検討会の骨子等がベースになって今後内容を検討してまいりますので、それを踏まえた上で現段階としての計画の名称がこういったものがいいか、ということを議論していただければと考えております。

- 一方井委員長 はい、じゃあこの名称というのはある意味で大事なところですが、A、B、Cという3つの基本的な、更には4つその他ということで絞られましたが、皆さん方、これが良いのではないかというあたりのご意見をどうぞお願いします。
- 桃井委員 ありがとうございます。今回エネルギーのことをかなり今重点的に省エネされると打ち出していくこともあって、「エネルギー戦略」という言葉B案が良いと思います。
- 今回、私もここに入れていただいて、フロンのことひとつ視点として入れてもらっているということもあって、前々からずっと気になっていたのが、この低炭素社会という言葉にはフロン対策が入りにくいという意識があって、まあ環境省などは強引にフロン対策もこの中に入れ込んでいくようなところがありましたけれど、低炭素だけではなく環境全般をとらえていくという視点、それからカーボンとかエネルギーだけというのもやっぱりちょっとひっかかりますのでBの「長野県環境エネルギー戦略」ということで、私はB案が良いと思います。
- 一方井委員長 はい、ありがとうございました。
- その他のご意見いかがでございましょうか。
- どうぞ、今泉委員。
- 今泉委員 はい、私もB案がこの中では一番いいんじゃないかなあとと思います。やはり最初のテーマのところでもエネルギーの多様化・分散化など、様々なことに踏み込んでいっていることなので、強いていえば地球温暖化対策というふうに総まとめに言い切ると思うんですが、短兵急的には経済とエネルギーというのをこうリンクさせて地域で回していくことも自然エネルギー・省エネの一番大事なところですので、そこをですね、エネルギーという言葉をしっかり入れていき、しかも実効性のあるということで、同じ話になっちゃうのですが、「戦略」というすばらしいネーミングではないかと思います。
- 一方井委員長 はい、ありがとうございました。今、お二方からB案がいいのではないかというご意見がございました。それに対して、いやこちらの方がいいのではないかというご意見があれば、ぜひ今のうちに出しておいていただければと思いますが。
- はい、それでは特に全体の雰囲気からいって、このB案がやはり一番い

いのではないかという感じかと理解をしましたので、B案を軸にやっていただければと思います。ありがとうございました。

中島課長

わかりました。それでは次の視点ですが、資料の2の5の2ページ目の5「計画の体系について『提言書の提案』を基本としてはどうか」ということですが、別紙2をご参照いただければと思います。検討会の提言書に整理していった計画の体系について、県民、事業者、行政などが皆さんから見てわかりやすい表現になっているかという視点で見直したものでございます。この体系の中で網掛けになっているところが、表現ぶりを直したところでございます。上位目標として「エネルギー需要をマネジメントする」ということですが、これについては「県民の手でマネジメントする」ということにしております。その理由としては消費者主権の下で、エネルギーに対する需要を消費者自身、県民が主体的に管理をしていく必要性をわかりやすく伝えるという視点で表現ぶりを変えてございます。上位目標の一番下でございますが、「持続可能な地域社会のための地球温暖化対策を推進する」という、これはフロン吸収や適応策についての組織体系の上位目的でございます。これについては「総合的な温暖化対策を推進する」という表現がいいと考えていまして、元々持続可能な地域社会という言葉は、ビジョンと重なっていて、中位、下位目標との関係でもすこし分かりにくいということもありますので、「総合的な地球温暖化対策」という表現にしたいということでございます。

次に中位目標でございますが、2つ目の「エネルギーを賢く使う」ということですが、この賢くというのが具体的には何か、というのが分かりにくいという視点から「エネルギーを特性に応じて適切に使う」という言いぶりしております。

一番上の下位目標ですが、「高いエネルギー効率の生活機器や産業機器を普及する」とございますが、「エネルギーを効率よく使用し、省エネ型の家庭用機器や産業機器を普及する」ということでございます。これはエネルギー効率についてわかりやすい表現にしているのと、省エネ機器の普及だけではなくて、エネルギーを効率良く使用するといった運用の部分もございますので、その両者入る表現にしております。

また2つ目の「少しのエネルギーでも快適な低炭素のまちづくりを進める」ということですが、少しとか低炭素は再エネというイメージを持つと、主旨が曖昧ということですね。「快適な省エネまちづくりを進める」という表現にしております。また「熱を利用するときは、直に熱を供給する」ということですが、「熱は熱として利用する」という表現でいきたいと考え

ています。これは元の原案ですと熱を燃料から作って供給するようなイメージを持たれるかもしれないということでございます。この「熱を熱として利用する」という表現の意味ですが、給湯暖房など比較的低温で利用される熱などは、なるべく太陽熱など再生可能エネルギー、ガスなどで賄おうという考え方でございます。次に「エネルギーを利用する時間帯を分散する」ということの表現につきましては、「エネルギーを利用する時間帯が過度に集中することを避ける」という表現でいきたいと考えています。次の「低炭素な自動車と非化石燃料への利用転換」ですが、この低炭素をやわらかい表現という意味で、「電気自動車など次世代自動車の普及と非化石燃料への利用転換を進める」、さらに「木材利用の拡大による固定化」のところですが、「木材利用の拡大や林業を通じた森林整備による二酸化炭素の固定化」ということで、固定化する対象を明確にしています。最後のところですが、「地球温暖化の影響への対応策を様々な主体で進める」という表現にしております。これについてもご議論いただければと思います。

一方井委員長

はい、ありがとうございました。

基本的にはより分かりやすくということと言い換えたということですが、どうぞ、どこの部分からでも結構でございます、ご意見があれば。

はい、どうぞ。山下委員。

山下委員

ありがとうございます。意味がわかりやすくなってすごくよかったなと思います。意見付け加えた方がいいかなと思っているのは、「自治体で」というところですが、「エネルギー需要を県民の手でマネジメントする」となっていて、「再生可能エネルギー」の方は特にそういうことは書かれていないのですけれども、「地域の力を使って自然を増やす」といつていただきたいなと。これは直接飯田市のやっているような地域コミュニティビジネスとしての自然エネルギービジネスというのがございます。それから、市民出資ですね、そういうところにかかわるといことが大事な貢献になりますので、そういったものを含めて「地域」、「地域主体」と書くのか、「県民の手で」と書くのか、それから当然、メガソーラーみたいなものが外部から入る可能性もあるかと思いますが、その場合でも「地域という言葉ぜひ入れていただきたいな」ということですね。我々の方で今「コミュニティパワー」ということで、地域の人たちが地域のエネルギーをいかにうまくつくっていく、マネジメントしていくということをしていきますので、また参考になるかというものを幾つかお出しします。

- 一方井委員長 はい、ありがとうございました。
「県民」というだけでなく、「地域」というか、「コミュニティ」というか、はい、どうぞ。
- 田中企画幹 はい、表現ぶりの方はご意見を踏まえてまた考えていきたいと思うのですが、一応ご参考までに、この後議論するエネルギーの需給戦略の体系の方には山下委員ご指摘の通りの趣旨を入れてございます。またその時にもご意見をいただければと思います。
- 一方井委員長 はい、ありがとうございました。
はい、どうぞ大林委員。
- 大林委員 2点あります。
1つはちょっと具体的な話で、「再生可能エネルギーの供給」というので、「自然エネルギー」と2つ言葉が併存しているのですが、どういうふうに使分けをしているのか、私はできるだけ「自然エネルギー」という言葉を使っていった方がいいと思っています。
あと、省エネルギーとか、また下位目標のところでは「高いエネルギー効率の生活機器」を見直されていますけれども、「省エネルギー」とか「エネルギー効率」という言い方に関してなんですが、「高いエネルギー効率の生活機器」だと「エネルギー効率が高い生活機器」ですね。正しい日本語でいうと、「高エネルギー」という概念と「低エネルギー」という概念があって、「高エネルギー」というと「エネルギーをすごく多消費するような社会のイメージ」で、「低エネルギー」では、だから「省エネルギーで、少しのエネルギーでも本当に色々なことができる」というか、「省エネに基づいた、あるいはエネルギー効率がいいようなエネルギーの使い方の概念」なんですけど、ぜひ「快適な省エネまちづくり」のところに、「低エネルギーなまちづくり」とか、どこまでその概念がここでわずか数分間に共有していただけるのか疑問ですけど、「低エネルギー」という概念の方が、むしろ省エネとかエネルギーを効率良くしてぎりぎりやっていくというよりは、「少ないエネルギーでも快適に暮らせる」というようなイメージに基づいた言葉でないかな」と思いますので、一応提案をさせていただきます。
- 一方井委員長 はい、ありがとうございました。
2点ございましたが、はい、田中企画幹。

田中企画幹

2点目は、ご意見・ご議論いただけるかと思いますが、1点目については、私たちの方に言葉の定義について明確にしておこうということで、基本的には「太陽光やバイオマス、小水力」というのが「自然エネルギー」なんだろうと理解をしております。定義につきましてはこの後でご説明しますが、条例等でもしっかり定義を定めていきたいと思えます。「再生可能エネルギー」というのを加えたのは、これは国の定義に合わせてあるのですが、既存の一般水力発電を含めると、どうしても体系の中に、県としても一般水力発電を保有しているということでもございますので、既存の一般水力発電を維持有効利用するという体系を入れるということになると、やはりそれを総称するものとして再生可能という言葉、大変分かりにくいところなのですが、「自然エネルギー＋一般水力」という体系になるので、「再生可能なエネルギー」とここでは使っているということです。

一方井委員長

よろしいでしょうか。
はい、大林委員。

大林委員

私も「自然エネルギー」という言葉を推進していき、自然エネルギーのキーワードとか環境エネルギーのキーワードとかにも書かしていただいているのですが、実際は水力発電の再生可能エネルギーであるし、自然エネルギーだというふうに思うんですね、明確な定義わりというのはないのですので、皆さんの感覚の問題というところがありますけれど、私自身は一般水力発電について自然エネルギーの中に入れることもあまり違和感はありません。慣習的な問題とかも、言葉の使われ方とか、人々がどう受け取るとか、感情的な部分もありますので、あまりこだわらなくていいのかなとも思います。

一方井委員長

はい、ありがとうございます。
どうぞ。

今泉委員

ひとつ下位目標の一番上なのですが、「エネルギーを効率良く使用し、省エネ型の家庭用機器や産業機器を普及する」ところに可能であれば「省エネ型の住宅等」そういう言葉を入れていただくと県民の方もイメージしやすいのではないかなあと思えます。

一方井委員長

はい、どうぞ田中企画幹。

田中企画幹 はい、ただいまの点ですが、建築については下の「快適な省エネまちづくり」の方で建築の方は含めておりますので、ちょっと、2重にでてしまうとなると政策体系としては分かりにくいのかなあと理解しております。

一方井委員長 はい、どうぞ。

中島課長 大林委員がおっしゃった点について、いろいろな考え方があるなと拝聴しましたが、ここでの整理は「自然エネルギーの発電定義」については国の方で全量買取制度での定義がありましたので、その定義を活用するというので、全体整理をしようかと思っております、そういった考え方で全体は国との整合性という部分での表現で整理をしているという考え方で進めています。

一方井委員長 はい、ありがとうございました。
その他ご意見はございませんでしょうか。
はい、それでは、他にご意見はないようですので、表現ぶりは、もう一度、県の方で考えていただいて、ご意見の部分で、その場所でなおせなかった場合はどこか別のところで配慮・工夫をしていただければと思います。
はいそれでは次の説明をお願いします。

中島課長 次は資料2の論点6のところですが、3ページの上のところですが、計画の上位目標として、「温室効果ガス排出量」、「最終エネルギー消費量・最大電力需要」、「自然エネルギー発電設備容量」を設定してはどうか、という論点のところ、論点の前提的な、基本的な考え方というところで、排出係数のところの整理をしてございます。「長野県の取り組み効果が把握しやすい固定型を用いて目標値を設定する」、「変動型は参考値とする」ところで別紙3ということでございます。別紙3をご参照いただければと思いますが、電力排出係数についてどう整理するか、ということでございますが、変動型、固定型のメリット、デメリットを整理しています。これまで長野県は変動型を採用してきたわけですが、変動型のメリットですが、「より実態に即した排出係数となる」、「より低炭素な電力を選択した効果が反映される」、また「物理的には中部圏内の再生可能エネルギーの普及効果が反映される」というメリットがございりますが、デメリットとしては「排出係数が出てくる時期というのが「前年度実績の報告が可能な時期を遅らせる要因となり」、また「長野県内の企業等の節電省エネ効果が排出係数の変化に

より見えなくなる」特に真ん中のところの「節電省エネ効果が見えにくい」というところから「固定型」にしていきたいと考えています。固定型についてメリット、デメリットについて整理していますが「需要家側の節電・省エネ効果が直接的に確認できる」という、この視点ですね。また「排出係数の変化によるリスクを回避できる」という視点でございます。一方で「設定年度以降の、再生可能エネルギーの普及効果が排出係数に反映されない」、また「実態に即した二酸化炭素発生とは言えない」と、いうふうなところがございます。このデメリットにつきましては、場合によっては参考の数値として再生可能エネルギーの普及効果を反映した数値を検討するというのがありますし、デメリットの不都合は緩衝できるのではないかと、ということで期待値に考えています。この論点のところの書きぶりが少し整理が悪かったのですが、排出係数ということだけではなくて、この論点として資料2の3ページの上に戻っていただきたいのですが、「温室効果ガス排出量」、「最終エネルギー消費量」、「最大電力需要」、「自然エネルギー発電設備容量」、そういった目標でいく、これについてもそれでいくということしていきたいと思います。

田中企画幹

説明の補足をさせていただきます。こちらの資料が悪くて申し訳ありませんでした。現在県の方でこの後提案させていただく目標・指標なのですが、「温室効果ガス排出量」、「最終エネルギー消費量」、これが2つ目、「最大電力量」、4つ目に「自然エネルギー発電設備容量」、5つ目に「自然エネルギーの供給量」、5つ設定したいと考えております。ここは説明が不足しておりまして申し訳ございませんでした。

一方井委員長

はい、ありがとうございました。

それでは6のところでございます。電力排出係数ですが、「固定型を用いて目標値を設定する」、同時に「変動型は参考値として提出する」。

はい、大林委員。

大林委員

排出係数については、基本にご提案の通りでいいのではないかと、私も思っています。

では6番目、先ほどは田中さんから補足があったように、私も設備容量、自然エネルギーの設備容量以外に、発電量の方もおっしゃっていましたが、ここの中で、全体の中で整理されるのであれば、構わないのですけれども、熱とか燃料も自然エネルギーをどう考えているかご説明願えませんでしょうか。

田中企画幹

私の説明が言葉足らずで申し訳ありませんでした。「自然エネルギー発電設備容量」が4つ目、5つ目に「自然エネルギーの供給量」、ですから「熱・燃料を含む」ということでございます。この後、別途ご説明をさせていただきたいと思います。

一方井委員長

はい。

それでは、こちらの電力排出係数の方はよろしいでございましょうか。メリット・デメリットが明確に整理されていて、ご説明が分かりやすかったと思います。

はい、では、次をお願いします。

中島課長

それでは論点の計画の8、9に行きたいと思いますが、これは上位目標について具体的な数値の設定についての論点でございます。別紙4をご参照をお願いいたします。別紙4でございますが、昨年度の報告書では幅で設定をしてございましたが、今回この部分について具体的な数値の案を提示をしてございます。企画タスクフォースでの検討結果ということで、「温室効果ガス排出量」、「最終エネルギー消費量」、「最大電力需要」について、それぞれここに記載した形の提案をしてございます。これについては少し設定の根拠から、ご説明したいと思います。その次のページをご参照いただければと思いますが、「目標設定の考え方」でございます。これにつきましては現在環境省の方で、この目標設定の考え方、オプションが提示がされてございます。国の方では「高位、中位、低位」、そういった施策に対応する目標値のオプションが示されてございまして、現段階で長野県が今後導入する予定の取り組みはここでは「中位ケース」に想定するというところで、この「中位ケース」をベースに検討してきたわけでございます。この別添を詳細ご説明したいのですが、この目標の考え方でございます。この中位ケースをベースとしながら、計算をしてございます。これはいろいろ細かく精緻にしていますが、簡単に言いますと国の方でいま整理してあります3つのオプションですが、それぞれの分を「長野県分を按分」して、また「長野県の状態を加味」した上で、少し整理をして数値を設定してございます。これを見ていただきますと1ページ目の真ん中のグラフが国のデータ、国の目標、その上が長野県になってございますが、国の目標よりも長野県の方がいずれも若干高い数字で整理がされています。この計算の仕方は、そこの次以降に整理をしてございます。3ページ目でございますけれども、下のプロセスですが、簡単に説明しますと、国の方のデータを整

理をすることした上で4ページ目でございますが長野県分を按分するという
ことで、例えば多くのものはエネルギー統計で部門別のエネルギーの使
用量が整理されていますので、その全体のエネルギーの量から長野県分を
部門ごとのエネルギー使用量を使って、その国全体のものから長野県分の
エネルギー使用量を按分して、その按分した値を国の削減量から割って
いく、そういった形でありますけれども、長野県の実態に近づけるために、
例えばいくつかのものでは、鉄道、鉄道駅数を使うとかですね、按分の仕
方、指標も変えてございます。また5ページ目でございますが、国の方
では産業、エネルギー多消費産業など入っていますが、長野県内ではそう
いった業種がありませんから除外するなど、長野県の特異性の整理をして
ございます。こういった形で、国の今のデータから長野県域分に適する部分
を按分して整理して、そこをベースとして「中位ケース」で目標を設定し
たのが、「温室効果ガス」と「エネルギー消費量」でございます。「最大電
力需要」でございますが環境省のデータがございませんので、5ページ目
の4のところでございますが、昨年、東電の平成23年の節電が、最大限で
できる可能性が高い節電だということで、東電の節電、「東電管内の節電と東
電管内の電力需要量の削減率の比」というものを「長野県の最終エネルギ
ー消費量、最大電力の削減比」と同じものとする、そういった考え方から
算定をしている、というのが「最大電力」の出し方でございます。さらに
詳細なものは、参考資料の方に個別具体的に数値の整理がござい
ますが、時間の関係から割愛させていただきます。資料の4、別紙4でござ
いますが、そうした考え方から温室ガス排出量のところでございますが、
整理をして「上位、中位、低位」という形で整理をしまして、この中
から「中位」のものと取ってきたというのが、今回の提案でございます。

一方井委員長

ありがとうございました。ご説明ありましたように、基本的に国の方
の色々なデータをベースに、長野県の実況を極力入れ込んだ形で、試算を
していただいて、それをベースにここで提示されている、というのが県
のご提案です。どうぞ、ご自由にご意見いただければと思います。はい、
どうぞ、歌川委員。

歌川委員

中央環境審議会でご検討された国全体の削減量予測を分析し、長野
県に当てはめた場合を詳細にご検討された努力に敬意を表します。部
門別に見ますと、家庭、業務、運輸についてはそれなりに対策を強化
されているのに対し、産業部門について長野県の削減率でなぜ小
さいかというところと元々の中央環境審議会の検討が高位にいた
るまであまり野心的でなく、それを割り振

った結果ということです。ポテンシャルはおそらくもっと大きいので、長野県でできることを今後掘り起こし、より野心的なものにしていけばいいのではないかと思います。

一方井委員長 どうぞ、田中企画幹。

田中企画幹 今回の点で補足申しますと、当然レビューの対象にこうした目標も含まれてくると思います。

一方井委員長 はい、ありがとうございます。歌川委員からポテンシャルはもっと大きい、というご指摘もございましたが、それはレビューの時にもというお話でございます。それでは委員の方々のコンセンサス、特に県の方の提案にご異議もないようですので、中位のところで目標を立てていただくよう、よろしく願いいたします。それでは次をお願いいたします。

中島課長 次は自然エネルギー導入目標の部分でございます。これについては別紙5をお願いいたします。これについても昨年度の報告書では幅で設定しているところを、今回は具体的な数値の案ということでございます。これにつきましては、まだ少し精緻、確認も必要でございますので、現段階での数値の値ということで、今後場合によっては若干細かい数値が変わりうるということをお踏まえて、ご議論いただければと思います。

まずは「自然エネルギー発電設備容量」でございますが、このグラフの通りを提案してございまして、「現状 10 万 kW を 2030 年度までに +20% 引き上げる、長期の目標としては 2050 年度までに +30% まで引き上げ 90 万 kW を目標とする」ということでございます。

考え方でございますが、「自然エネルギー導入の目標値」は、既存小水力発電設備と県内の一般水力発電設備を除いた設備容量ということでございます。これにつきましては既存小水力発電、県内の一般水力はかなり大きな分量にございますので、より最近増えた部門のものに焦点を当てた形で、自然エネルギーに限る、という形にしております。この考え方、基本的には固定価格買取制度の導入、で拡大するということを前提にしておりますし、また昨年度固定制の調査をしております。そういったポテンシャルをお踏まえ、またこの固定価格買取制度等の近年の県内の動きも踏まえて設定をしております。

「自然エネルギー発電設備容量の導入目標」は、ここでは「293 万 kW 最大電力需要を基準として、2020 年度に 10%、2030 年度に 20%、2050 年度

に30%にする」という目標でございます。2050年度までに、最大電力需要の抑制と合わせて、年度内の県内の最大電力需要に相当する発電設備容量を県内で確保できる、そういった数値として想定をしています。また国のエネルギーの選択肢内のこれは現在のエネルギー・環境会議で示されているシナリオ、それからEUの再生可能エネルギーの普及シナリオにも、それに匹敵するようなレベルでのシナリオだということでございます。また2ページ目の上ですけど、先ほど少し自然エネルギーの定義について議論がありました、4の小さな字のところですが、自然エネルギーの発電設備については、固定価格買取制度の対象ということで、整理をさせていただきます。

「再生可能エネルギー設備」については、それに加えて既存の小水力、3万kW未満の流込式水力と既存の一般水力を入れた数値として、定義をさせていただきます。また電源種ごとの見込み案でございますが、この記載の通りで想定をさせていただきます。その考え方でございますが、3ページ目、太陽光発電は、固定価格制度の導入により短期的には普及するけれども、30年以降は適地減少ということで、普及の鈍化ということでございます。バイオマスについては、固定価格制度と国産材の利用促進により普及することです。流通ルートが順次整備され、需要と供給の安定化が進むことを前提に、長期的な増加を見込むということの想定でございます。環境省の方で整理している値を長野県分に按分をして、そこをトップに2020年、2030年を線形で引いていく、ということでございます。ただ小水力発電では固定価格買取制度で普及するだけけれども、リードタイムが長いということで主に2030年度以降の普及を見込むということでございます。環境省の「固定価格買取制度の採算ベース」という資料から2050年長野県導入可能量を設定し、そこから線形で引いてきた、ということでございます。太陽光については、その差分をとってバイオマスと小水力の差分をとって全体の目標にするように整合しているということでございます。これについて風力や地熱は入っていませんが、これはこれらを推進しないという主旨ではなくて、現段階で具体的な事業化が見えないということから、ここにはあえて入れていないということですが、実際には入っていく可能性はあるということでございます。

「自然エネルギーによる発電の供給量」と「最終エネルギー消費量」、熱の部分ですね、自然エネルギーの供給量の部分のところでは、合算した目標値を、次回までには数値をお示しできるように調整したいと考えております。

また「自然エネルギーの熱利用の見込み」でございます。これについて

も記載の通り想定してございます。その考え方は4ページ目に整理してございますが、考え方でございます。年間消費量をベースで整理をしてございまして、「目標値」でございますけども、「2050年度までに家庭と業務部門の低温熱エネルギーの50%、産業部門の燃料の25%か同等の熱量を賅う」と想定をし、またその中でもバイオマス、太陽熱、ポテンシャルが大きいもので賅うという想定でございます。

「バイオマス熱利用」につきましては、流通ルートが順次整備される、需要と供給の安定が進み、そういったことで長期的な増加を見込んでおりまして、環境省のデータから変換してございます。「太陽熱」につきましても、今後拡大するというところでございますけど、この全体の数値からバイオマス熱利用分を差し引き差で整理してございます。また「地中熱」については、これについても環境省の導入見込量から長野県分を出して、整理をした数値ということでございます。

また「燃料の見込み」のところでございます。自動車燃料のところでございますが、記載の通りを想定してございます。考え方ですが、これを国の次世代自動車戦略、普及戦略のCO₂削減率ごとに国と長野県の自動車燃料の使用、保有台数を按分して算出ということでございます。この分につきましては、国の政策の動向も大きいものですから、その数値を活用して整理してございます。

また6ページ目ですが、「自然エネルギー自給率」について2つの視点で考え方を提案してございます。まず1点目が「自然エネルギー設備容量で見るケース」ということで、これは昨年度提案したものと同じものですが、2010年度の「県内最大電力需要 - 最大電力需要の抑制効果」を分母とし、「自然エネルギーの発電設備容量」を分子とする考え方でございます。これを計算するとざっとこういった形になりまして、「設備容量で見ますと2030年に100%を超える」という数値になってございます。これ設備容量を採用していますのは、当面の「県の重要な政策方針がまずは設備容量を拡大する」ということでございますから、そういった部分での整理でこの設備容量での、目標を整理してございます。

7ページ目ですが、これは実際の発電量、供給量、まあそういった視点での「エネルギー消費量」より算出してございます。この自給率につきましては、「2010年度の県内最終エネルギー消費量 - エネルギー消費削減量」を分母とし、「自然エネルギー供給量」を分子とするという形で、これを具体的な数値で表すと記載の通りになってございます。簡単ですが、以上で説明を終わらせていただきます。

- 一方井委員長 はい、ありがとうございました。大変ものたくさんとありますが、基本的にはこれも国の方のデータをベースにしながら、長野県の状態に応じた補正をしている数字だと思います。どうぞ、どこからでも結構だと思いますので、はい、では宮下委員。
- 宮下委員 別紙5の暫定図のところですが、「自然エネルギーの熱利用の見込み」のところですね。バイオマスの熱、太陽熱、地中熱に絞られているのですが、これは今の国の代替政策ですね。雪の関係ですとか、温泉熱の関係ですとか、長野県らしさが抜けているのではないかなと思いますので、ぜひその辺をご検討下さい。
- 中島課長 すいません。こちらもう少し説明不足でしたが、これも同じ自然エネルギー、発電と同じ考え方で熱利用の部分、温泉熱もございますし、雪氷熱もございます。これは長野県の特性として非常に重要な熱利用ということで、これもきちんと推進をしていきたいということでございますが、その実際のデータの算定の可能性等を踏まえて、ここでは3つで整理はしてございますけれども、推進していく方向性でいきたいと考えていきたいと思えます。それからこの後で説明しますが、政策体系ではやはりきちんと位置づけております。
- 一方井委員長 はい、ありがとうございました。その他の点いかがですか。どうぞ。
- 青木委員 別紙5の3ページのところですが、「バイオガス発電の見込み」ということで書かれています。「2020年30年50年と計画の見込み」が書かれています。この計算根拠が別紙5の10ページにあり、木質系は木材を示すことが書かれているのですが、実際バイオマス発電における木材利用が示される表どおりとなるのか、説明をお願いします。
- 田中企画幹 はい、なかなかバイオマス発電もリードタイムが長いということで、全体の林業体系との、林業の関係もあるものですから、しばらく、この2ページの図の下の方でもそうなんです、しばらくは、すぐにはどかんと入るということではないのかなと。ただ、だんだん知見が整備されノウハウが整備されていきますと将来的にはポテンシャルからいくと普及されていくものかと理解しております。現状でここで入りますと、2015年には何kWですというのは、今はまだかと。

一方井委員長

はい、大林委員。

大林委員

きちんと読み込まないと包括的なコメントができなくて申し訳ないのですが、電源種類毎の見込みなんです、太陽光が大きく見込まれている一方で、印象としては小水力やバイオマスが少ないのかなと思いました。というのは、ひとつの設備当りの発電能力が、太陽光と比べて小水力の方が大きいと言えることと、2030年、そうですね、事業用というか、いわゆるメガソーラ的なもので見ると、家庭用で見るとかによって、ずいぶん太陽光発電のkWの規模というには変わってくると思うのですが、5kWが一般の家に付くと思うと、10万戸ぐらいに2030年太陽光発電が付くというイメージ、これ自体はそんなにすごい大きなあれではないと思うのですが、それに比べたら小水力やバイオマスがリードタイムがかかるとはいえ、少し少ないような印象があります。あと地熱ですよ、長野県らしさという意味では温泉熱とか、先ほどお話あったのですが、以上コメントとして申し上げておきます。あと、バイオマスの場合は当然熱利用とともに併用されるという形で見直されていくということも申し上げておきます。

一方井委員長

ありがとうございました。

中島課長

こちら少し説明が十分ではなかったのですが、2050年度の太陽光と小水力については昨年度調査の中で確認された数字を計算してみまして、そのベースは環境省の再生可能エネルギーのポテンシャル調査を活用した結果が、太陽光と小水力がこういった数字になってございます。ご指摘の通り、もう少し小水力発電についてはポテンシャルがあるのではないかと我々も思っております。ただそのベースになっているものが環境省のものになっていますので、その結果として太陽光発電が非常に増えていまして、ポテンシャルが明確になっているのが、その数字でございます。今後の新たなポテンシャルの見つかる可能性もございますので、今後の状況に応じて、2030年、2050年の目標を見直していく可能性があるという前提で考えていくと考えております。

大林委員

よろしいですか。

一方井委員長

はい、大林委員

大林委員

環境省のものをベースにしているとはお聞きしていましたが、意図とし

ては、結局例えば FIT が入っていくというので、これだけを見込んでいくと、このグラフだけを見るとあまりにも太陽光発電の場所が大きすぎて、コストがかかり過ぎるのではないかと、という批判が生まれてくるのではないかと、という懸念があって申し上げさせていただいています。なのでバランスということも少しやはり考えながら、入れていくことが必要かなと思います。

一方井委員長 はい、ありがとうございます。

田中企画幹 すいません。どうしても現状のこうしたデータを基に積み上げていくとなると、現状どうしても国がやっているものが基になってしまいますので、中島の方が申した通りそうした新たな知見とかを踏まえて、適時、可能であれば情報修正を図っていくという形になるのかなと思っております。どうしても全体として、なかなかこちらもデータの取るところの、積み上げの不足には困っている次第でございます、どうしても国のデータを活用せざるを得ないということでございます。

大林委員 いいですか。コメントとして申し上げただけですので、それを批判しているわけではないです。

一方井委員長 はい、ありがとうございました。どうぞ宮入委員。

宮入委員 途中で退席をさせていただく都合がありまして、1つ今のと関連させて、一言ご意見申し上げていただければと思うのですが、この目標について今お話がありましたが、どちらかというこの目標がクリアしたから終わりというよりか、よりベストを追求する姿勢でいきたい、ということをごどこかに表明していただけると、今のお話もレビューの際にも前向きにいけるのではないかなと思います。そのベストを追求していく、クリアでなくベストを追及していく中で数値の見直しや情勢判断を入れつつ、踏まえていただくとありがたいなと思います。それから後々のご議論かもしれませんが、レビューでカバーするというのが時折でございましたが、レビューの姿勢もどこかに書いておいていただけると、ここにいらっしゃる皆さんがレビューの時にいらっしゃるとは限らないと思いますので、ぜひこういう視点でレビューをしたいというのを、参考でもいいので入れておいていただくと、またレビューに向けた途中経過のモニタリング等も進んでいくのではないかと、ということで先のご議論かもしれないかと思いましたが

発言させていただきました。

一方井委員長

はい、ありがとうございました。

それでは大体ご意見出尽くしたと思いますが、確かに中で議論がありましたように、データがあるものを中心に書いておりますので、どうしても全体像というか風力も含めて感覚的に違うのではないかと思う方が県民の方含めておられるかもしれませんので、そのあたりを十分分かるように説明をしておいて、さらに宮入委員がおっしゃったように、それが達成されたらでなく、それをより超えていくというような形でやっていく、レビューもそういう姿勢でやっていくということによろしいのではないかと思います。そういうことによろしゅうございますか。はい、どうぞ、桃井委員。

桃井委員

今のレビューの話本当にそうだと思うのですが、先ほどちょっと言えなかったので、思わぬところで申し訳ないのですが、省エネの目標についても、先ほど歌川委員がおっしゃったように、産業部門が非常に深掘りできてなくて、それに合わせていることがあると思うのですが、このところレビューのところでの話もありましたので、しっかりと深掘りすることを念頭に置きながら、レビューを進めていただければと思います。すいません、前の話になりまして。

一方井委員長

はい、ありがとうございました。重要なお指摘ですので、県の方でもご留意いただけるかと思います。はい、どうぞ、山下委員。

山下委員

細かいことで、6ページの自然エネルギー自給率ですが、真ん中の表と計算基準ですが、表の頭のところに年間消費ベースと書いていますが、これはkWですよ。

田中企画幹

すいません。単純な間違いでございます。

山下委員

上の方では計算式は分母が最大電力需要から省エネ分を引いて、文章の方では自然エネルギーの発電設備容量と書いてありますが、先ほどの定義だとたぶんこれは再生可能エネルギーになるのかな、と思うのですが。水力。

田中企画幹

おっしゃる通りでございます。

山下委員 はい、わかりました。

一方井委員長 はい、ありがとうございました。
 はい、それではだいたい自然エネルギーのところまで来たと思いますが、
どうぞ中島課長。

中島課長 すいません、ここに合わせて計画の部分から少し政策の部分の自然エネルギーの論点のところでは先にパッケージにした目標と合わせてご議論いただきたいと思っております、別紙 18 のところを説明したいと思います。
 別紙 18 の A3 版の資料でございます。別紙 18、少し小さい字で恐縮ですが、「自然エネルギーの施策体系案」を整理してございます。これは先ほどこの議論していただいた樹形図の中の「再生可能エネルギーの供給、拡大する」というところを、詳細に整理したものでございます。体系図から具体的に整理をしていますが、この「自然エネルギー政策パッケージ」の部分でございます。
 「自然エネルギー政策パッケージ」という言葉の下に、「固定価格買取制度の積極的な活用を前提とする」と「非売電分のグリーンエネルギー証書化を推進する」というこうした制度の活用を基本的な原則として整理をした上で具体的な政策の樹形図に移っていきます。
 その右側が「自然エネルギー普及の地域主導の基盤を整える」、先ほど山下委員からご指摘のような地域主導といった視点を入れてございます。またその下ですが、「自然エネルギー種別ごとの促進策を講じる」。この 2 つの枠組みで大きく政策パッケージを制御します。
 1 つめの「地域主導の基盤を整える」というところにつきましては、3 つの視点で整理しています。「自然エネルギーの情報を広範な県民間で共有する体制」、そしてその上で「自然エネルギー事業の知見を生み、改良し、普及する仕組み」、が 2 つ目、3 つ目が「自然エネルギーの事業の経験を促進し、リスクを軽減する取組」。この 3 つでこの地域主導の基盤を整える政策の柱でございます。
 それぞれの詳細な考え方ですが、一番上の「県民間で情報を共有する体制」のところは 2 つ整理してございまして、少し抜けていますが、「関係者、地域住民、行政関係者等との情報共有の場づくり」、というのが 1 点目、それからそういった情報共有するための基盤としての「自然エネルギー関係の制度、技術、事業等に係る情報整備」、この 2 つが「情報を共有する体制」の政策図ということでございます。
 また、2 つ目の「事業の知見を生み、改良し、普及する仕組み」につき

ましては、少し事業化のプロセスを想定して整理していますが、まずは「費用対効果の高い発電技術等の開発」、2点目が「人材育成、専門家派遣」、3点目、「起業化、事業化支援」、「産官学によるモデル事業」、「知見の共有、改良、普及の場づくり」、の5点で整理しています。

また3つ目の「自然エネルギー事業の経験を促進し、リスクを軽減する取り組み」に関しては、「地域での経験蓄積を支援」、「政策・規制改革の提言」、「専門情報の提供」、「事業のリスク軽減」ということとございます。この横に具体的な政策手法、事業名等がぶら下がってくるというイメージでございます。

またその次の「自然エネルギー種別ごとの促進策を講じる」ということにつきましては、「太陽光、小水力、バイオマス、グリーン熱、その他」ということで、ここでは長野県で活用可能なあらゆる自然エネルギーについて、エネルギー種別ごとに整理をしてございまして、これごとに一番右に今後は具体的な施策を並べていくということとございます。こういった政策体系の骨格について、抜けている点がないか等、ご議論いただければと考えています。

一方井委員長

はい、自然エネルギー施策関係の説明でございました。ありがとうございました。どうぞ、これを含めてご意見があれば。

はい、山下委員。

山下委員

3点申し上げます。まず1点目は、上から3つ目ですね、「費用対効果の高い発電技術等の開発」ですが、先ほどの話にもありましたように「熱も含めたい。」ということで、「発電と熱に関する新しい技術開発」というものをに入れていただければ、いいのかなと思います。

1つ目にたぶん係わってくると思いますが、「地域住民等との情報共有の場づくり」で先ほどでもちょっと申し上げましたが、ただ単に「長野県にこれだけ自然エネルギーが入ってますよ」、だとか、「これだけ省エネしてますよ」ということの他に、どういう係わりができていいのかで、市民出資みたいなもので一般の人が係われますし、それから「電力の選択」とかも、例えば「長野県で作った電気を供給する事業」というのも出てくるかも知れませんが、いろんな形での参加ができるのですね。参加のための情報というの、ぜひ、しっかり認識して、入れておいていただければと思います。

「自然エネルギー事業の経験を促進し、リスクを軽減する取組」というところでは、これはおそらく頭の中にあると思いますが、「地域金融の巻き

込み」ですね、いかに地域金融と協力するかによって、地域事業ができる可能性はまったく変わってきますので、その視点をぜひ組み込んでおいていただければと思います。以上です。

一方井委員長

はい、ありがとうございました。
その他、ございますでしょうか。大林委員どうぞ。

大林委員

山下さんのおっしゃったことに、「地域金融」の話は特にそうなんですけど、1つは「情報共有の場作り」なんですけれども、具体的に例えばどういうことを考えてらっしゃるのか、やはり地域で自然エネルギーの中心は、省エネルギーもある意味で東京都がやってきた排出量取引に進んでいった省エネの取り組みを見るとそうなんですけど、やはりそのことに専任で非常に責任を持つ人とか、ポストの設置というのが必要なんですよね。それこそ地域にも出かけていくし、企業の方とも直接のノウハウ全部を一緒に考えていくというか、責任を持つ人が必要だと思うんですね。県ということで考えると非常に大きな行政単位なので、「市町村部の連携」とかそういったことも非常に重要ななと思いました。ここに書かれていること自体は、非常に素晴らしいことばかりなんですけど、具体的にどうやっていくのか、というところが組込まれていけばいいなと思いました。

一方井委員長

はい、どうぞ中島課長。

中島課長

どうもありがとうございます。ご指摘の通りだと考えておりました、具体的なイメージとしては、まず「市町村との関係」で言いますと、今、全市町村との研究会を2ヶ月に1回ほど開催をしております、それはぜひ継続をしていきたいと考えています。また「地域住民や企業等との関係」につきましては、自然エネルギー信州ネット、全県レベルネットワークと、それから地方事務所単位ぐらいの間隔で、広域的な協議会が立ち上がっておりますので、そういった地域協議会、また市町村レベルでも立ち上がってこられておりますので、こういった官民連携で立ち上げてきた協議会、信州ネットの中で情報共有の場づくりはもっともっと大きくしていきたいというふうに考えています。ご指摘の通り、実証の段階ではそういった部分を担当する職員も配置できることも、検討していきたいと考えています。

一方井委員長

中島課長、ありがとうございました。その他、ございますでしょうか。
はい、それでは、今から5分間休憩を取りたいと思います。10分から始

めたいと思いますので、それまでにご着席をお願いいたします。

休憩

<約7分間の休憩>

一方井委員長

はい、それでは再開をしたいと思います。

論点12のところからでしょうか。ご説明をお願いいたします。

中島課長

はい、お疲れ様です。次は論点計画の12の下位目標のところに行きたいと思っております。つきましては別紙の6を見ていただければと思っております。同時に別紙の2とも関連しますので、別紙の2では体系です。その体系における下位目標の部分の具体的な目標の指標の整理でございます。これにつきましても昨年度の報告書をベースにどうするか整理をしております。

まず1点目の「エネルギーを効率よく使用し、省エネ型の家庭用機器や産業機器を普及する」というところですが、提言書どおり「電気・ガス・石油製品の使用量」でいきたいということでもあります。これは実際普及の状況を把握することは困難ですが、実際の使用量を見れば普及量は見えるということでこの指標という提案です。

2点目の「快適な省エネまちづくりを進める」、これに関する指標としては、建築の部門で見ていくということで、「エネルギー性能別の新築建築数」ということでございます。これは新しい制度の構築と合わせてこういった数値も把握できるだろうということでございます。

この視点につきましては、省エネまちづくりという部分では、建築数だけではまちづくりの指標としては十分ではないのではないかということで、交通に関する指標も取り入れたらどうかということで、例として「交通分担率」という考え方の提案をしております。これにつきましては別添1の3ページでございますけれど、1つの指標の考え方を2つほど提示をしております。具体的な指標にするためには、データを容易に入手できる必要がありますから、そういった観点から2つほどの案を整理してまいります。

1案は、「就業者あたりの定期利用人員」これは、「通勤における鉄道の分担率」ということですね。これは統計資料から直接求めることができるのですが、「バス・車通勤の状況が反映されないという弱点」がございます。

また第2案は、「下記統計資料より求められた分担率」ということで、国の出している営業用バス、鉄道、乗用車の輸送量から県分を按分することということでございますが、鉄道は主要駅の乗降客数で按分する。または、乗用車は自動車台数で按分する、ということでございますけれども、何

か利点弱点を整理をしてございまして、弱点としては、長野県外の影響度合が見づらい、または統計データの信頼性評価等で少し弱点がございます。こういったことから交通に関する指標として分担率を含めて、最適な指標は何かあるか。具体的なデータの収集可能性も含めて、ご提案ご議論をいただければと思います。

少し戻していただきまして3つ目、「熱は熱として利用する」の目標ですが、これについては「自然エネルギー熱供給設備容量」ということで、提言書どおりで考えています。これについては包括的なデータの入手は困難ではあるのですが、太陽熱バイオマス熱等は事業者団体の入手するデータを入手するという、森林組合のデータ販売量等から算出するということを検討してございます。

また「エネルギーを利用する時間帯が過度に集中することを避ける」、「県内最大電力需要」という提言書どおりの提案です。

「自然エネルギー発電設備容量」につきましても提言書どおり、「既存の一般水力」についても提言書どおりということでもあります。

次のページでございますが、下位目標「自然エネルギーの熱供給設備の設置」ですが、これも先ほどと同じく「自然エネルギー熱供給設備容量」ということです。

「電気自動車などの次世代自動車の普及と非化石燃料への利用転換」ですが「県内低炭素車登録台数」ということにしていましたが、「低炭素車」として新たな指標をつくって、統計を取るの是非常に困難でございます。一方、低公害車の保有所有台数というデータがありまして、低公害車の定義はほぼ低炭素燃費車とほぼイコールと考えることができるということで、「低公害車保有所有台数」で考えております。

また、次の「廃棄物の発生抑制、再利用、リサイクル、フロン」ということにつきましては、「廃棄物部門排出量・フロン類破壊量」ということでございます。その他の指標案としては別添2を参照いただければと思います。

別添2でございますが、桃井委員からのご提案等も踏まえながら整理をしてございますが、第1案、「フロン回収・破壊法」の行程管理制度を活用した指標」でございます。これについては、データ入手が容易ですけれども欠点としてはフロン回収量は把握できるけれども、もれているような量については把握が難しいという欠点がございます。

第2案、「保有業者によるフロン保有量・充填量の把握を活用した指標」ということでございまして、この機器の使用時における漏れている量についての把握が可能ですが、保有量、充填量を把握するための仕組み、

統計データ化が必要になってくるという課題がございます。

3つめ、第3案、「ノンフロン型冷凍空調設備の転換店舗数・導入数を活用した指標」でございます。これについては、基本的に補助金の申請件数ということですから、補助金事業の継続性が不明ということで、継続的に把握できる仕組みとしては別に検討する必要があるという課題がある、これについてはぜひご議論いただければと考えております。

また戻って2ページ目の下から3つ目ですが、「木材利用固定化」の部分ですが「県産材利用料、森林整備量」ということでございまして、少し林務部とも少し検討していきたいということでございまして、「民有林の間伐面積、用途別素材生産量」とありますが、民有林以外のものもきちっと把握できるか、この辺の関係を調整し、次回までには提案をしていきたいということでございます。

また「地球温暖化の影響を把握、予測を行う」ことにつきましては、「モニタリング参加機関・団体・個人数」、そして「地球温暖化の影響への対応策の研究参加機関・団体数」、提言書通りということでお伝えしたいと考えております。

一方井委員長

はい、ありがとうございました。それぞれ、提言書案に見直し案を考えたというのが提供されてございます。特に「交通分担率」の方については2つ第1案と第2案、フロンに関しても指標3つの案がございますけれど、この辺り中心にご意見いただければと思います。どうぞ、どなたかありませんでしょうか。

どうぞ歌川委員。

歌川委員

エネルギーの使用量についての下位目標は、中位目標で「部門ごとの原単位」が把握されると活きます。原単位が把握されれば、活動量が落ち込んだことでエネルギー消費量が自然減になることと、努力して省エネすることが区別されます。原単位指標がどこかにあるといいと思います。

一方井委員長

はい、中島課長。

中島課長

ご指摘の視点は非常に重要な視点かと思えます。

この部門ごと、特に業種別等になりますと現段階では長野県としてのその平均的な原単位等の指標がありませんので、こういった指標という考え方はあるかと思うのですが、具体的な数値とって蓄積が必要かと思えますけれども、原単位的な視点の重要性は議論を踏まえて。

一方井委員長 はい、ありがとうございました。
はい、大林委員どうぞ。

大林委員 先ほど出された時申し上げれば良かったのですが、やっぱり違和感があるので、あまり重要なコメントでなくて申し訳ないのですが、「熱は熱として利用する」という言いかたが非常に分かりにくくて、これは「熱は熱で賄う」ということですよ。きっとそういう意味で書かれているのですね。

一方井委員長 はい、田中企画幹。

田中企画幹 はい、先ほどの別紙2の方に下位目標「熱は熱として利用する」というところの右側に説明を書いております。「給湯暖房など比較的低温で利用される熱は、なるべく太陽熱などの自然エネルギー熱やガス等で賄う」とこういう考え方だということです。ただ「熱は熱として利用する。熱は熱で賄う。」東京都は「熱は熱で」というようなキャッチコピーを作ったりしておりますが、私たちもどうすればうまく伝えられるのかというキャッチコピーの表現は非常に苦慮しているところでございます。より良い表現があれば大変助かります。

大林委員 まあ、私も東京都のことがまず頭に浮かんだのですが、「熱は熱で」というのは、ちょっと、失敗だと思っていて、東京都の方にもコメントしたことがあるのです。キャッチとしてはあれだけど、ちょっと分かりにくいですね。やはり電気じゃない熱の賄い方を考えましょうということですよ。私も、むしろ「熱は熱で賄う」、これは「熱は熱として利用する」だと、低温のバイオマスの熱をもう一回発電に回すという意味にとらえられてしまうというような気がします。細かいことで恐縮です。このままでも全然いいですが、ちょっと分かりにくいと思っていました。

一方井委員長 はい、ありがとうございました。
はい、どうぞ今泉委員。

今泉委員 交通の指標の話のところなのですが、別添 の最後の論点で、適切な指標はということなのですが、例えば、公共交通を利用している場合は、それは循環定期運行しているわけですから、エネルギー量は大きくそこまで大きく変動するものではないと思うのですね。なので、うまく街の単位でエネルギーを考えてきた時に交通で一番節約できるのはやはり多分ガソリ

ンだと思いますので、ガソリンの販売量は県単位で補足というのは多分できるのではないかと思いますので、そういったものを通年で追っていくと効率が上がったかどうかというのが分かるのではないかと思います、いかがでしょうか。

一方井委員長

ありがとうございます。はいどうぞ。

田中企画幹

ガソリンも非常に統計上難しいところがございまして、県で把握できるかは統計によりまして、エネルギーバランスが出れば別なのですが、エネルギーバランス表が国から数年後に毎年出るのですが、それを見ると乗用車は分かるのですがトラック等の運輸は分からないのです。それから、県の方で事業者団体から出してくる数値ですと、県内に本社のある会社のガソリンスタンドで販売された量は分かるのですが、県外に本社がある場合は分からない。ということで統計上大変に難しいところでございます。

一方井委員長

はい、ありがとうございます。はいどうぞ歌川委員。

歌川委員

参考指標ですけれども、県でおそらく保有自動車については統計を調べられると思いますので、その「理論燃費の変化」でしたら何とか把握ができる可能性があると思います。ただ、実燃費とは必ずずれますので、それも適当かどうかを含めて検討すればいいと思います。

一方井委員長

はい。ありがとうございます。
フロンの関係は桃井委員、何かございますか。

桃井委員

ちょっと、意見の前に質問なのですが、ここの指標の中に、提言書案に「廃棄物部門排出量」、「フロン類破壊量」というのがありますが、この言葉が何を意味しているのかというところをもう一度教えていただきたいのですが。

田中企画幹

提言書の段階ではどのような統計があるかというところまで調べてきたわけではございませんでしたので、廃棄物部門というのは温室効果ガス部門の排出量推計の中でございますので、廃棄物についてはこれで見たいということでございます。すいません、これは「ぼつ(・)」になっているのでちょっと恐縮なのですが、「ぼつ(・)」というよりも「スラッシュ(/)」と考えていただいた方がよろしいかと思ひまして、廃棄物部門の排

出量とフロン何らかの指標、両方2つ使う。2つある1つの指標の名称ではなくて、2つを並列的に書いてある。ちょっと書き方が悪いので2つに見えないというだけでございます。申し訳ございません。

桃井委員

そうすると、ここでいうところの廃棄物部門というのはフロンとはまったく別のところだと思うのですけれども、それについてはこの中にも出てきていないということだと思います。

それから、「フロン類の破壊量」とあるのですが、必ずしも「破壊の量」だけ。

田中企画幹

すいません、よろしいでしょうか。それは提言書の案ですので、それを踏まえてどうするかということを経議案に書かせてもらっていますが、「フロン類の破壊量が適当でないのではないか」という話がタスクフォースでありましたので別添の2を付けさせていただいたということです。

桃井委員

あ、そうですね。なので、ここでいうところの破壊量ではなくて、漏えいのことを把握するためにどういう指標が必要かということを出しているものが1つここであるのですが、別添の2の方で、1、2、3という案を出しているのですが、フロンの排出に関しての指標ということで1と2と3とあるのは必ずしもどれがいいかという選択肢として出しているという意味ではなくて、少なくともそれぞれまったく別々の指標として組み合わせを考えてやっていけたらいいのではないかというふうに思って提出させていただいたものです。

提出したものをまたあらためてまとめてもらったものですが、1のところについては、これは「廃棄時の回収量、破壊量、整理時の回収量を把握する仕組み」が国の方であって、それを都道府県知事に届け出を出すということになっていますので、それが1つの指標になるということです。

それから2については、むしろ使用をしている、廃棄とか整理とかの段階ではなくて、「機器を使っている段階での漏れを把握するために使える指標」として、「保有量、充填量を把握していくという仕組み」が使えるのではないかとことです。

それからもう1点は、必ず使っている段階で漏れることは確実なものですから、漏れないようにするという、大気放出を完全に防いでいくために必要な施策としては「ノンフロンへの転換」というものがあると思うのですが、ノンフロンへどれだけ転換されていったのかという数を把握していくというのが1つでして、それで先ほど中島課長からもご指摘があっ

た通り、ここの部分はなかなか補助金ということだけしか今は把握する方法がないのではないかと考えていますので、ここを少し計画制度と合わせて、組み合わせて指標にできたら良いのではないかなということも付け加えさせていただけたらなと思います。

一方井委員長

はい、「どれかを選ぶのではなくて、適宜組み合わせられれば」ということですね。はい、そこは県の方でも全体のバランスを見ながら考えていただければと思います。

最初の方の交通の分担関係はどなたかご意見がありますでしょうか。

山下委員あたり何か。

山下委員

大変難しい質問をありがとうございます。

どちらも一長一短ではありますので、まず、すぐできるものは1ということですね。2の方はデータが事業者任せになるのかなということと、部門によっては観光とか就業とかも割振りができないということですね。ですので、これも組み合わせていくしかないのかなあと、あとは、これも事業者からデータをいただければ、東京でいえばスイカとかパスモとか、事業者からデータをいただいたあと分析に入れるのかなあとというのが結論じゃないかと思います。特に名案はありません。

一方井委員長

はい、ありがとうございます。

はい、どうぞ。田中企画幹。

田中企画幹

交通は、おそらく他の地方自治体でも、一番、指標とかに苦しむところでございます。ですので、今いただいたご意見も踏まえて、再度こちら、県の方でも検討してみたいと思います。

一方井委員長

はい、ありがとうございました。

それではだいたいご意見も出尽くしたようですが。

はい、どうぞ、宮下委員。

宮下委員

2 ペ ジの方ですね。「県産材の利用・森林整備量」があるのですが、林業についてはこの辺くらいしか記述がないのかなと思います。ここで出すのは適切か判断がむずかしいですが、CO2 を出すということで、出すのをいかに制御するですね。樹木がCO2 を吸収するという部分も戦略にはいると思います。長野県は森林面積が多いので、CO2 吸収林と言いますか、プ

ラスの削減とマイナスの増産を図る想定をしたら良い。いわゆる如何に出さないかということではなく、如何に吸収するかということも踏み込んだ方が良いのかなあという気がするのですが。

一方井委員長

はい、田中企画幹。

田中企画幹

委員のまさにご指摘の趣旨で、そうした適当な指標を考えていきたいと考えております。現在、林務部、関係部局と調整中なのですが、民有林等はあるのですが、国有林のデータで、長野県分をどうするのかということが実に悩ましいところでして、国有林も結構広い面積があります。民有林だけではたしてこの指標が適切なのかどうかということが、私たちとしては頭を抱えておりました、あらためて検討をおこないまして、次回にご報告できるかと思っております。

一方井委員長

はい、ありがとうございました。

それではだいたい出尽くしたかと思しますので次のテーマに移ります。

中島課長

では、計画 13 の論点ですが「環境、経済、社会、の仕組みを統合しつつ施策の進捗状況を評価できる指標」ということで、別紙 7 をご参照いただければと思います。これについては、経済は成長をしつつエネルギー消費量、温室効果ガス排出量の削減が進む経済・社会構造、そういったことで前回一方井委員長の資料から、こういった GDP とエネルギー消費量、温室効果ガスの排出量の相関を示す図を出していただきました。これを基に長野県分のものをここに書いておりますが、一番下のカッコですが「環境、経済、社会の仕組みを統合しつつ、施策の進捗状況を評価できる指標」として県内総生産（実質）、県内エネルギー消費量、県内温室効果ガス排出量の相関を測る、そして 2010 年度を基準（100）とするということで、今ここに示しているようなかたちの図を示しながらこの 3 つの指標の相関を 2010 年度を基準として見るというような提案でございます。

一方井委員長

はい。図表化をして毎年更新しながら見ていくことをするというご提案です。

歌川委員、何かコメントありましたらどうぞ。

歌川委員

補足的な指標として雇用が考えられます。「働いている人の数」、あるいは「率」を維持発展させつつ、エネルギー消費量を減らしていくことが考

えられます。

一方井委員長

はい、ありがとうございます。

それでは、そのくらいのところで次の論点へ。

中島課長

ありがとうございました。それでは、計画 15 の論点ですが別紙 8 をお願いいたします。「計画の推進体制」、「進行管理」でございます。

「推進体制と進行管理」ですが、このプランの D0 のところの推進体制としては、「県省エネルギー自然エネルギー推進本部」という県庁内の横断的な組織がございますが、そこがリーダーシップをとりながら、県民、事業者、市町村、関係団体、その中で困いになりますが、温暖化防止活動推進に関しては、事業者につきましては業種別の協議会、または既存に節電連絡会議という、事業者団体同士の会談、そういった会議体。市町村は全市町村が参加する市町村研究会、関係団体としては温暖化防止活動推進センターや全県的なネットワーク、自然エネルギー信州ネットとこういった部隊が推進部隊となってこの D0 の部分を進めていくということでございます。

また、「チェック点検評価アクション見直し」の部分でございますが、環境審議会に毎年進捗状況を報告をして、評価をいただく。成果も公表してこの評価について定期的な見直し、そこには予算を含めた検討をしっかりと入れていくという視点でございます。

以下、県の推進体制を書いておりますが、昨年5月に「長野県省エネルギー自然エネルギー推進本部」が設置されております。これは知事を本部長とし副知事を副本部長、部員を関係部局長とする本部でございますが、これまで節電対策を決めたり、または温暖化対策の骨格を議論をする場でございますが、この場をぜひ進行管理をしていくための舞台にしていきたいということでございます。その本部の他幹事会として部長、環境部長を幹事長とし、幹事を各関係課の課長とする場、それから作業部会係長レベルの場もございます。こういったものを活用しながら計画に盛り込まれたことを確実に実施できるような体制を築いていきたいというふうに考えております。

一方井委員長

はい、ありがとうございました。いかがでしょうか。

はい、特にご意見がなければ、はい、進めさせていただきます。

こういう推進体制というのは意外と難しいという実感があるのですが、できるだけ既存のものは活用しつつ、重複感が無いように、こううまく進

中島課長

めていただければと思います。それでは次の論点、お願いします。

この部分からは具体的な制度の設計の部分でございまして、いちばん最初に建築物、委員の皆様のご都合も考慮をして、建築物から議論をしたいと思えます。

別紙 15-1-2 でございまして。論点、政策の 5 と 6 の論点でございまして。まず、別紙の 15-1 A3 の資料ですが、15-1 に制度の全体像、その詳細を 15-2 に整理をしてございまして。

まず別紙の 15-1 でございまして、建築物に関しては「建築物における環境エネルギー評価制度」、それから「建築物における自然エネルギー導入検討制度」、この 2 つを一体的に制度として組み立てていきたいということでございまして。

「目的」としては「建築物の環境エネルギー性能を客観的に評価できる制度」、「建築時に合わせて自然エネルギー設備の設置を検討する制度」を導入することで「建築物の省エネルギー、自然エネルギーの導入推進を図る」というものでございまして。

「対象者」でございまして、説明義務に関しては建築事業者、具体的には建築士事務所、宅地建物取引業者。届出義務、提示義務に関しては建築主。対象行為としましては、建築物の新築、増築、改築ということでございまして。

「制度の概要」ですが、「建築物環境エネルギー性能、環境エネルギー評価制度」ですが、建築物の環境エネルギー性能を客観的に評価できる指標に基づいて、建築主が省エネルギーに配慮した建築物を選択できる制度でございまして。「建築物自然エネルギー導入検討制度」は、建築時に合わせ、自然エネルギーの導入の可能性を説明し、建築主に設備導入の検討を促す制度でございまして。その制度の骨格がこの四角(表)でございまして。「環境エネルギー性能を説明する、新築をする際に説明するという義務」に関しては、10㎡超は義務をかけるということでございまして。

10㎡超から 300㎡につきましては非常に小規模な住宅も含んできます。その施工事業者、建築事業者への普及啓発などもございまして。そういった観点から、移行期間を設けて移行期間の間を努力義務ということでございまして。

次に「環境エネルギー性能揭示」でございまして、これはその環境エネルギー性能を建物の出入り口等に揭示をするということで、戸建住宅は除くといった仕組みでございまして。これにつきましては省エネ法との整合性をとりまして 300㎡以上ということで整理をしてございまして。

また「環境エネルギー性能の届出」でございますが、これについては県に対して届出をし、県は公表、助言するという仕組みですが、2000 m²以上ということでございます。

「建築物自然エネルギー導入検討制度」ですが、自然エネルギーの導入可能性を建築事業者が建築主に説明する説明義務、これにつきましては都の環境エネルギー性能評価制度と同じく、10 m²超の建築物が対象で、ただし移行期間は努力義務ということでございます。

「自然エネルギー設備情報揭示」でございますが、これにつきましては300 m²以上に義務がかかっています。そして「自然エネルギー導入検討結果を届出をする」ことについては2,000 m²以上、さらに「未利用エネルギーの活用検討結果を届出する」は10,000 m²以上ということでございます。

この「普及啓発」でございますけれども、こういった制度、非常に新しい制度でございますので「指針、新マニュアルを作成のうえ、各種講習会を実施し、制度の普及に努める」ということを想定してございます。

さらにこの義務の執行を担保するという意味での「県による指導・勧告」ですが、届出の内容について省エネルギー基準に基づき、指導助言することができる届出報告等の提出などを行う場合については勧告・公表ができるということでございます。

「建築物環境エネルギー性能評価」および「自然エネルギー導入検討制度」のフローは以下のようになっておりまして、環境エネルギー性能の計算をし、環境エネルギー性能の説明と、自然エネルギーの導入についての説明を行うと。

面積に応じて2000 m²の場合はさらに「環境エネルギー計画書を提出する」と、または「必要に応じて変更の届出をする」ということでございます。

また300 m²以上につきましては「環境エネルギー性能、自然エネルギーの情報を揭示する」ということでございます。この制度を国と政府との関係を整理したものでございますけれども、省エネルギーに関する規制は国の省エネ法のほうで対応しておりますので、長野県は今回は特に新たな制度は設けないということでございます。

「建築物の環境エネルギー性能評価制度」、「建築物自然エネルギー導入検討制度」、いずれも国のほうでは導入されていませんが、今後非常に重要な視点で、国のほうも今後制度化の検討が進むと想定される分野にございますけれども、長野県が率先して早期に制度を導入するという考え方でございます。

別紙 15-2 に今簡単にご紹介したことの詳細な考え方の整理をしてござ

います。2の「対象建築物」から見ていただければと思いますが、3階建ての仕組みにさせていただきます。この3階になっているのは、省エネルギー法における建築物の届出制度との連携を考慮したというものでございます。

この「範囲対象」ですけれども、民衆の契約行為の過程において一定の措置を義務付けをするということを基本としていまして、届出等は2000㎡以上にするとということで、極力行政コストが増大しないことを考慮してございます。論点としましては、新しい制度でございます。建築事業者、小規模な工務店もでございます。またはユーザーへの制度普及という視点も必要でございます。段階的な制度施行ということでございます。現段階の案では300㎡未満の小規模な住宅につきましては、移行期間を設ける。その間に各種講習会を図るといふかたちでの段階的な制度の施行の提案をしてございます。

「適用除外」でございますけれども、非常に小規模な10㎡以内の建築物、または仮設建築物等の省エネルギーの必要性が少ない建築物、または文化財保護法に規定にする建造物等を適用除外ということで考えております。2ページ目でございますが、論点としましてはこの考え方は、省エネルギーの推進の観点から必要性の低い建築物の適用除外ということとし、事業者、建築主の規模によって緩和するということもあるのですが、執行上の問題等とも考慮し、現段階ではこの建築物で適用除外するという考え方で提案をしてございます。

この「対象行為」ですが、建築物の新築、改築、増築ということで、その建築基準法で網羅される範囲について対象にしたいということでございます。この改修、改築といういわゆる改修工事について対象にすると、既存建築に多大な負担がかかるということを考慮して、最初から除外をしてございます。また、改修時、既存ストックをどうしていくのか、というのが全体の割合からすると既存ストックまたは改修ってというのが非常に大きな割合を占めているということで、その分の省エネルギー対策も重要でございますので、技術開発や県民への啓発を推進しながらそういった既存ストック改修時の対策についても今後検討していきたいということでございます。

「対象者」は、説明義務は建築事業者、揭示義務・届出義務は、建築主ということでございます。この対象とする建築事業者の定義は適切かという論点がございます。また「時期」でございますが、こういった行為をしていただくことによって適切な環境エネルギー性能を選択いただける、そういった時期を考慮して建築物環境エネルギー計画の届出については、工

事着手の21日前まで、環境エネルギー性能の説明については、早い段階でその説明をしてもらって、具体的なその建築の手法を選択するといった観点から、建築確認申請の前まで、そして環境エネルギー性能については工事完了後速やかにということでございます。

また7番目、「環境エネルギー性能評価指標」でございますが、これは環境エネルギー性能を客観的に評価し、施主がわかりやすい表示ということでございます。現段階で想定しているものとしては、「CASBEE」¹、「QPEX」²、「エネルギーパス」³、「住宅事業建築主の判断基準等」⁴で具体的に知事が別に指定するものということで想定していきたいと考えています。今後各種のこの指標の仕組みを詳細に検討しまして、採用する指標についてはしていきたいということでございます。

3ページの上ですがここでの論点は、「建築物の省エネルギー対策でも建築物の外皮対策により削減できる消費エネルギーを定量的に把握する」とそういった視点に着目をして、「かつ環境エネルギーを客観的に表示できれば、わかりやすい指標」で、「エネルギーをどれくらい、電気を使うのかこういった建築物の外皮対策をすることによってどれくらいのエネルギーを使うのかということが具体的に分かる表示」ということで考えております。また、「指標は既に利用されているもの、今後国等で示されるものに対応できるように複数の指標を採用する」という方向性で考えております。

また8番目、「県による指導・勧告」でございますけれども、3階建ての区分に応じた、処分の程度を調整をしていきたいということございまして、指導・助言、勧告、公表の執行を、今後詳細に整理をしていきたいと考えています。

これらの論点は「特に説明義務等の届出の対象にならないような義務を実際やっているかどうかについて県がどのように把握し、執行を行うのか」または「紛争処理、その具体的に提示された性能と現実が違った場合、紛争があった場合どうするか」そういった論点があると思います。

また、「普及啓発」でございますが、環境エネルギー評価、環境エネルギー評価指標の取得、講習会、受講およびソフトの配布を無料若しくは低廉な額とする。または省エネルギー技術講習会をするというかたちで、この制度に適用できるような環境整備をするということということで考えてございます。

次のページの4ページ目の「自然エネルギー導入検討制度」でございます。これについては自然エネルギーの定義ですが、これは「自然エネルギーとして一般的に整理されているものすべてを対象にする」ということでございます。ただし電気については固定価格買取制度により設備の導入促

進策が既に講じられておりますので、ここでは熱利用設備の導入を優先するという事で考えてございます。また「対象建築物」としては、これも省エネルギー法の枠組みも考慮しながら、環境エネルギー性能評価制度とセットで、ここは4階建てという事でございます。これは10000㎡以上という非常に大規模な施設を入れておまして、これは地域および未利用熱の有効利用という観点を付加してございます。

それから5ページ目でございますが、「適用除外」建築物環境エネルギー評価制度と同様、「対象行為」ここも新築、改築、増築ということで、建築基準法の建築確認でとらえたという事でございます。「対象者」も記載の通りでございます「時期」も記載の通りでございます。「県による指導・勧告等」につきましても、勧告等制度上の行為の程度に応じた必要最小限の監督権限を検討していきたいと考えております。また、「普及啓発」としてはマニュアルや講習会を通じて制度の普及をはかっていきたいと考えてございます。説明は以上です。

一方井委員長

はい、ありがとうございます。

建築物関係は新制度の骨子案でございます。

はい、どうぞ。

宮下委員

申し訳ありません。中座していくものですから、先に発言させていただきます。お気遣いありがとうございます。

今、課長の方から説明がありましたが、この別紙の15の2のところを対象建築物の部分、というところが300㎡以下で、全ての箇所が今回非常に難儀なところなんです。この部分が住宅にあたる部分です。住宅部分にかかるように「環境エネルギー性能の説明を義務付けましょう」ということが「大事」です。この中で次の2ページにありますように、その「見える化」というか、「ビジュアル化」をこの7番の「環境エネルギー性能評価指標」という、いわゆるソフトにて表示することになります。「CASBEE」,「QPEX」,「エネルギーパス」,それから、今「ネット・ゼロ・エネルギー・推進化事業ソフト」というものも出ています。他にもあるかもしれませんが、このソフトは、今それぞれにみんな導入しているところがありますので、できれば一本に絞った方が非常にわかりやすいのですが、導入をもうはじめているものですから、その辺をみんな導入していったら、その部分の中でこの次のタスクフォースという中で検討しなければいけないのですが、その点のバラバラな指標を、どっか何かこう、総合指標できるような基準があればいいというような意見をもっております。

あと施行時期についても一応今検討しているものの中では、2015年あたりまで猶予期間を採用して、13年よりも施行の延長していただく方向で検討していただければなというふうに思っております、その辺よろしく申し上げます。中座する前に要望事項を申し上げ、申し訳ありません。

一方井委員長

はい。田中企画幹をお願いします。

田中企画幹

はい、今の宮下委員ご指摘の通りです。やはり、「実効性をいかに担保していくのか」と、「制度は入ったけれどそれが実際には出されてないと困りますので、そこをどうしていくのか」ということがまさにタスクフォースで一番議論になったところでございます。その中でこちらの方で考えたのは、評価指標について1ページ目の15の2の1ページ目の右側の四角括弧の中なのですが、「環境エネルギー性能を客観的に評価する」。これが第1の条件。第2の条件として、「それが評価された結果、施主等にわかりやすく示す」ことが、施主さん、つまり建築の素人の方ですが、「専門家の方じゃない方が見ても分かるようにする。」この2つの条件を満たすものから、ものについて既存の指標等から知事が指定する。現在の想定でございますが、この条件に合致するものであれば複数設定、指定する。ということを考えていきたいと、もちろん、そもそもこの記述に該当してくるものは除かれるのですが、そうした一定の基準を満たすものであれば、それは複数指定して、複数指定した中からどれかを使ってご説明いただくというようなことをやっていければと、これによって、今後国の方とかで、もしくは民間とかで、新しいより先進的な評価指標ができた場合はそれを更に追加して採用するという形で、既存の何か評価ツールを、評価できる指標を、すでに習得したことで、後からそれが使えなくなるということはできるだけ県の制度においてはなくしていきたいということで、すでに何かの評価指標のツールを、評価の資格を持っている方でも、一定のものであればそれは継続してこの制度の中で活用していけるようにしていくことによって激変を緩和していけるように思っております。それから同じような考えで一定の規模の小さなものについては移行期間を設けて、その中でこちらの3ページ目の9の普及啓発の1ぽつ目(・)ですが、環境エネルギー評価指標の取得講習会を県もしくは県や関係団体と協力しまして開催し受講およびソフトの配布については無料もしくは、こちらも必ずしも財政上の形でお約束できるわけではありませんが、無料もしくは定例ではなくてやっていけるようにしたいと考えております。

一方井委員長

その他いかがでございましょうか。

あ、どうぞ。山下委員。

山下委員

5 ページの上の「自然エネルギー導入の義務付けを一定規模の建築行為とするべきか」ということですが、すべきということはなかなか申し上げにくいのですが、ぜひやっていただきたいなとふうに思っております。まあ、2,000 m²以上が今回新しく計画の届出に入ってくると、検討義務が入ってくると、やるとしたら 10,000 m²以上かなと思っています。10,000 m²以上ですね、自然エネルギーが置けないということはなく何らかは置けると思います。はっきり言って、何らかは置けると思います。義務量ははっきり言ってすごく小さくても良いと思っています。残念ながら日本初の制度でなくて京都でも既にやっていて、京都市、京都府の方では義務量を増やしていくことで自然エネルギーの増加に繋げるというのは規範的意味合いとして、大きなものをつくるならば自然エネルギーを入れる義務があるのだよと一種の規範的なものを期待してやっている。それによってもう少し小さなものに関してです、5,000 m²とかでもねやってみようかと思う事業者が増えたりすることを期待していますのでまあ 10,000 m²以下であれば義務付け小さくしてもいいのではないかと思います。

一方井委員長

はい、田中企画幹

田中企画幹

ご指摘の点はタスクフォースでも議論させていただいたのですが、今回 10,000 m²以上の建築物については自然エネルギーの導入の義務付けではなくて、未利用エネルギーの活用の検討について義務づけを行う方が望ましいのではないかと考えております。その理由は、固定価格買取制度が既にありますので、10,000 m²以上の建築物を建てるような事業者は、一定の資本規模を持つ事業者だと考えられます。そうすると、当然、採算性を考慮して検討することになるんですけど、採算性を考慮して検討すると、ほぼ全て 10,000 m²以上の資本がある事業者は最低 3 kW とかそういうレベルは少なくとも絶対入れるだろうと、つまり売電によってペイします。10kW とか入れる可能性が非常に高いと考えております。そうするとそこを義務付けしてもしなくてもさほどの違いはないのかと。そうすると、義務付けということによって様々な今後の色々な調整を考えていきますと、そこに義務付けをするのではなくて、むしろ 10,000 m²以上であれば近隣を含めて未利用エネルギーを有効に活用していただくという方がより温室効果ガスの削減量、それからエネルギー消費量の削減量についてもより効果が大き

いのではないかと考えまして、10,000 m²以上については自然エネルギーに加えて未利用エネルギーの活用について検討していく時、その結果を県に届出をしていただく方が望ましいのではないかと考えました。以上です。

一方井委員長

はい、ありがとうございました。

その他いかがでございますでしょうか。

はい、よろしゅうございますか。

はい、それでは、以上の討論のところはご意見を踏まえて検討していただければと思います。では次をお願いします。

中島課長

次は事業部門の排出抑制計画書の制度の論点、政策1の論点でございます。資料としましては別紙11-1、2、3、4をお願いします。まず別紙11-1これはA3の資料でございます。「事業活動に関する地球温暖化対策に係る計画書制度(骨子素案)」です。

まず「目的」ですが、「事業活動に伴う温室効果ガス排出量が相当程度多い事業所を対象とした温室効果ガスの排出量の削減を促進をする」ものでございます。これにつきましては、これまでの制度を対象者、そして計画書内容等を強化拡充するものになっています。まず「対象者」でございますが、まず「エネルギーを多量に使用する事業者」でございます。現行は省エネルギーの省エネ法のエネルギー管理指定工場の要件に該当する事業所、つまり1500kl/年以上の事業所を県内に有する事業者でございました。これを現行の省エネ法と考え方を合わせて、県内に設置している事業所の前年度のエネルギー使用量合計で考えることとし、1つの事業所あたりが1500kl/年に満たなくても、合計として原油換算で年1500kl/年以上使う事業者を対象にするということで、これによって想定したカバーが10.5%増える可能性があるということでございます。

また「自動車を多く使用している事業者」でございますが、既存の制度は運輸関係事業者に絞った制度で、記載のような要件で対象にしてございました。ここについては、その運輸自動車に限る制度ではなくて、自動車を多く使用する事業者はどういった業種でも対象にすると、すなわちその自動車を多く使用している事業者、運輸自動車であろうともなかろうともなるべく低燃費、環境に配慮した運用をしていく必要があるという考え方でございます。ここの考え方ですが、現行の制度の足切り200台以上の自動車といえば、下限のところをとって200台以上の自動車を県内に使用の根拠があるものを使用する自動車をすべて対象にするということで、既存の自動車環境計画書制度を統合するというところでございます。これによっ

てカバー率も若干拡大するというふうに考えられます。

また、「温室効果ガスを多量に使用する事業者」でございまして、ここは5.5 ガスの排出量の合計がCO2換算で3000トン/年以上の事業者、で5.5 ガスはここに表記したものでございます。これは新設でございまして。国の温対法の制度の場合は、5 ガスそれぞれごとに3000トン/年以上という定義ですが、これは合わせて3000トン/年という定義で、これは新設するものでございます。

「計画書作成、報告書作成提出公表」でございまして。これまで単年度計画でございました。この省エネの取組みにつきましては、やはり設備更新等中期的な取組みを促進する必要がありますので、「3カ年、計画年度の複数年度化、最長で3カ年の計画書を作成ということに変更した」ということでございます。また、「計画を基に交通物流との対策の観点を追加して、現行の自動車環境計画書制度と統合する」すなわち従業員のノーマイカー通勤対策や、集客施設の場合にその利用者の交通対策なども含めていただくということでございます。また「基礎的な運用対策を必須項目」、「設備、更新対策を選択項目」として具体的に提示をするというふうな、「重点対策を設定」をしてまいります。また、このこういった大規模な事業者以外にも中小事業者が任意に提出できる、そういった制度も創設をしたいということでございます。

計画書を提出する事業者取組みの実績等について、「毎年度報告書を作成し」、「事業者と県はそれぞれ計画書と報告書を公表する」ということでございます。これまでの制度は基本的には受け取る、公表するというだけでしたが、今度の制度では「県により計画の作成から取組みまでサポート助言、指導し、計画書の内容や取組み実績を評価、その結果を公表、そして高評価の事業者を表彰する」という規定を入れ、また「その実行性を担保するために、県による現地調査、勧告等の規定も設ける」ということでございます。今説明をした計画書の流れを整理したものが右の表になっておりまして、「計画書を作成して県の方で受け取り助言をしながら、計画書を完成させ公表し、その取組みの結果も評価するというような状況で3年を1クールとして取り組んでいく」ということでございます。

この制度の詳細が別紙11-2に整理をしております。対象者は先ほど説明いたしましたが「事業者」単位、合計として1500kl/年以上を対象にするということでございます。そういったことによって、省エネ法、国との対応をはかっていくということでございます。

2ページ目でございますが、「計画期間」と「基準年度」でございまして3カ年を1クールですので、2014年から2016年を第1計画期間、第2計

画期間を 2017 年から 2019 年ということでございます。「基準年度」ですが、計画始期の前年度を基準年度として計画書を作成いたします。「計画期間」でございますが、この計画期間を固定するということにして、多くの対象事業者が対策の見通しを立てやすくなるということでございます。また、計画期間の終了年度に合わせて重点対策の変更や制度の改正を行うということと考えております。

またこの 2017 年度で「レビュー」を想定をしておりますので第一計画期間の成果を反映してレビューを行うことができるということでございます。また「基準年度」は前年度ということで過去 3 年という選択肢もあるのですが、対象事業者の負担増を抑えつつ、またそのエネルギー消費量の把握が容易にできるそういった観点から前年度を計画の基準年度ということでございます。

「排出係数」でございますが、排出係数を固定することを想定してございます。固定した場合にはクレジットの購入や、またはグリーン電力を小売供給している新電力の選択という部分が反映されませんので、そういった指標は、調整後の排出量を参考にして記載できるということでございます。「クレジット」の部分はここに書かれたような国で一般的に認めているクレジット、国内クレジットにつきましては県の中での中小企業と大企業の連携を促すということで、県内産に限るということで想定をしております。排出係数の考え方は、基本的に事業者の排出削減、努力が分かるようにするというところでございます。

3 ページ目でございますが、「計画書の構成」でございます。ここに表で整理をしておりますが、基本的には総括表は事業者単位でつくる、一定の事業所における個別の対策については、所単位。基本的には事業所単位でエネルギーの管理がされておりますので、事業者単位で個別の具体的な対策については、個別表と重点対策表をつくるということでございます。ただ、自動車の部分につきましては、事業者単位で管理するというところで考えています。またフロンにつきましても、同じく事業所単位でフロンの管理もしていくということから事業所単位の個別標準展開作表と事業所単位の総括表を合わせるということでございます。

「計画書の記載項目」でございますが、別紙の 11-3 をご参考いただければと思いますが、ここに計画書に記載項目を整理してございます。複数の、ひとつの事業者がエネルギーの視点、または自動車の視点、または 5.5 ガスの視点でそれぞれ対象になる可能性がございまして、それぞれ対象になっている部分について計画の記載項目を書いていくということでございます。こういった形での記載項目を現段階では整理してございます。

また裏面に事業所、個別の情報を整理するということになっております。

戻っていただきまして、別紙 11-2 の 3 ページ目、2 「県による指導や助言の実施」ですが、計画書を提出する事業者に対して、必要に応じて指導および助言を行う。ということで、指導・助言するときは計画書の作成時、計画期間中、そして指導助言する主な対策は重点対策ということでございます。この「重点対策」でございますが、別紙 11-4 に具体的な重点対策の項目案を整理してございます。「必須項目」としましては、管理標準等の設定、実態把握という部分が必須項目。「選択項目」としては、計画策定、検討、設備更新の実施ということでございます。「運用の部門を必須」とし、「設備更新等、費用を伴うものは選択項目」という大きな整理でございます。

また自動車につきましては、裏面にございますが、「必須項目」としてもこれ把握し、エコドライブ励行、「選択項目」としては設備投資に関わる自動車更新の実施という視点があります。

その他 5 ガス関係ですが、必須、選択、「同じく実態把握関係で必須」、「具体的な設備更新に伴う対策については選択項目」ということで整理してございます。

また戻っていただいて、別紙 11-2 の 4 ページの 3 「県による評価の実施」でございます。県は、計画書報告書の内容について、指針に基づき評価し、評価結果を公表するというので、評価方法の方向性ですがエネルギー使用量、自動車使用台数、5.5 ガス排出量について、総括票と個別事業所ごとの個別票にそれぞれ、こういうかたちで評価するというのでございます。配点項目はこれから今後作成をいたします。

また、4 「県による表彰」ですが、県は最終年度の報告書を提出時に高評価を得た事業者について、適正な実施状況を確認できる場合は、公表することができる。また「県による現地調査、勧告等」ということで、必要であれば現地調査、指導・助言を行う。この計画指導、提出などを行わない事業者に対して、必要な措置をとるように勧告、勧告に従わないときは、聴聞のうえに公表ということでございます。

別紙 12 でございますが、こういった制度をベースとして、そのように意欲的に取り組む事業者、そういった事業者を進めていく仕組みとして「協定制」を検討しております。これは温室効果ガス排出削減、自然エネルギー導入に係る一定の基準に達す、意欲的な取組みを自主的に行おうとする事業者でございます。

「協定締結者の選定」は、基本的には公募をして選定委員会の審査を経て、選定をする。

そして「協定の締結期間」は基本的にはこの計画書は3年ですから、3年と複数年度を想定してございます。

「協定内容」としましては、エネルギー起源 CO2 関係、エネルギー起源 CO2 以外の温室効果ガス関係、熱利用関係等の観点から設定をしていく。「協定事業者」につきましては、意欲的な取組みにかかる計画書を提出して、実行に向ける取組みを実施し、その取組みを毎年毎年、報告をする。県は、協定締結事業者名、計画書、報告書を公表し、優遇措置、これについては今後検討しますが、減税、低利融資等の優遇を措置し、また、協定不履行時の場合には、勧告等の措置を講じるということをごさいます。詳細は今後検討していきたいと思いますが、現段階の制度の骨格は以上の通りでございます。

一方井委員長

はい、ありがとうございました。新しい「計画書制度」と「協定制度」についてご説明いただきました。大変盛りだくさんですけれども、どうぞ、お気づきの点何か。もし、違和感などありましたら。はい、どうぞ。

青木委員

ここの部分でなく建築の部分に戻りますが、別紙 11-1 の対象者の考え方事業者の対象保有台数とかありますけれども、例えば関連企業でくくるとか、親会社子会社のような事業単位としては別々だけどグループ全体としては 200 台超える場合も対象者と判断することはどうかと思います。また、建築に関しても、1 つの建築物の面積対象としていますが、企業全体の建築物の面積や、関連会社で全体で建築物が基準面積を超える場合も対象とする考え方もあるかと思います。その辺協議はしなかったものですから、建築の中で再度その辺も考える必要があるかとは思っているのでしょうか。

一方井委員長

はい、田中企画幹

田中企画幹

はい、まず事業活動の方の計画書制度ですが、事業者と想定する場合は、1 つはもちろんその 1 つの法人で事業者という場合ですが、もうひとつここで含まれると考えられるのは省エネ法でもそうなのですが、連鎖型という規定がされております。つまりチェーン店です。1 つ 1 つの運営者は個人事業主だったり、そういう小規模なものですが、例えば A というコンビニが A という名称で展開しているものについてはこの連鎖型で含むというように考えております。ただ、例えば A という会社と、単にちょっと資本関係が子会社とかであるというものを、ちょっと一緒にするというのはな

かなか難しいと思います。やはり1つの事業者として、いわば1つの経営権が及ぶところで対策をとってもらおうということが当然必要になってきますので、経営権が違う場合は連鎖型を除けば、該当に含めるのは難しいと思います。もうひとつ実効性の観点からいっても、例えばAという会社のBという子会社も全部含めてやってしまうと、なかなかAという会社とBという会社の個別の経営に、設備更新とかに立ち入りませんので、実効性としても低下してしまうのではないかと考えています。もうひとつは建築の方なのですが、建築の方についてはあくまで建物単体で見えていきますので建物単体の㎡数で見ますので、申請も新築です。そのため現在保有しているものがどれだけとか、グループでどれだけ保有しているかとはここでは先ほどの建築物の制度だと立ち入らない、ということになっております。

一方井委員長

はい、ありがとうございます。
青木委員、よろしゅうございますか。

青木委員

まあ建築物の方でいくと、故意にやることはないとは思いますが、たまたまやってみたら、10,000㎡のものを一戸造るか、1,000㎡のものを十戸造るかによって、設備も変わる可能性がある。ちょっとその辺はケースバイケースの件でまあちょっと把握は確認でもできるなあと思うので、どうお考えでしょうか。

一方井委員長

はい。

田中企画幹

基本的には、今考えているものでは10,000㎡のものを一棟建てれば、一棟建てればそれは10,000㎡のところ引っかけ、1000㎡のものを10棟建てれば、300から2,000㎡のところの基準が10箇所かかる。10棟かかる、という理解でいます。

一方井委員長

はいありがとうございました。
その他にいかがでございましょうか。
どうぞ。桃井委員。

桃井委員

タスクフォースの中でもいっぱい議論になったことなんですけれども、例えば、別紙の11-2に対象者のところに、対象のガスで、今5.5ガスと書いてあって、「国の動向によっては三フッ化窒素NF3を加えた6.5ガスとすることも有り得る」となっていますが、今、国の動向というのをどうい

うふうに考えておられるのか、どういうふうに見ておられるのかを教えてくださいたいのが1点、まず質問ですね。

田中企画幹 はい。

一方井委員長 はい、田中企画幹。

田中企画幹 はい、基本的に国で検討しているのは、「加える方向で検討している」と理解しております。ただ、こちらの方としても、まだ国で規定していないものを県内の事業主さんをお願いするのは、ちょっと県からすると難しいところですので、「国の方で加えた場合レビュー等の際に6.5ガスとして加えていく」ということを想定していればと考えています。

桃井委員 引き続き、これについての意見なのですが、確かに国でどのようになっているのかよく分からないとのことなので、去年の経産省の審議会の中では、事業者の方たちに対して「NF3も国別の報告書の対象になります」ということは、メッセージとして発信していたというのがあります。ただ制度としてどこまでこれから踏み込んでいくのか、全然見えないという段階ですね。このNF3というのは今急激に増加してしまっていて、特に半導体の部門でPFCからの転換で、PFCが今対象になっているということもあって、NF3等に転換していったという現状があるなかで、やはりこれは長野県は半導体産業が多いので、「あらかじめこのところをメッセージとして、国よりも先駆けてきちんと計画の中に盛りこんでいくことを発信できたらいい」のでは、と思っています。加えて今回の京都議定書の第二約束期間の対象のガスになってくる物質として、NF3の他に6.5とってしまえば見えにくいのですが、HFCの中でも一部245faとか365mfcとか一部の5種類のHFCの中のガスが追加されています。結構大きな排出係数をもっているものですから、これもぜひ対象に加えて行ったほうがよいと思いついて、つい最近の情報なのですが、かなりそういったガスが日本の中での使用量が増えてきているということがありますので、そこは把握するというのも含めて、ぜひ入れていく方向で考えた方がいいと思います。

一方井委員長 はい、田中企画幹。

田中企画幹 はい、今のご意見を踏まえあらためて検討していきたいと思います。

一方井委員長

その他いかがでしょうか。はいそれでは若干時間が押してきましたので何かあれば最後にとということで、次お願いします。

中島課長

次は家庭部門の取組みでございます。政策3、4に関係をもっていますが、別紙13、別紙14をお願いいたします。別紙13「家庭の省エネ診断制度の骨子」でございます。これは「目的」として「県民の省エネ行動を直接支援するために、企業や団体が県民との接点機会に行う省エネアドバイス-や省エネ診断を実施する制度を構築・運用することで、家庭部門の温暖化対策をより一層の推進を図る」ことを目的としたいということでございます。

「制度の概要」としましては、県が登録した企業・団体の属する診断員が、県が作成したハンドブックや省エネに関する資料等を用いて、県民との様々な接点機会を通じて、省エネアドバイスや省エネ診断を実施するというものでございます。「省エネ診断の実施の方法」は、省エネアドバイス、省エネ手法のアドバイス、情報提供をする。2段階のものとしては、簡易診断、簡易アンケートでエネルギー使用量の診断や簡易アドバイスの実施をする。3番目、訪問診断オーダーメイドの省エネ手法の診断・指導をするという3段階、軽微なものから丁寧に整理説明するものまで3段階のもので使用するということでございます。「省エネ講習会の実施」ということで長野県等が作成した講習会実施ツールを活用して市町村などが自治会等で実施する学習会などで省エネ講習会などを実施するということでございます。

「制度のスキーム」としては、このようなかたちでございまして、長野県が統括団体で、なかで想定していますのはエネルギー関連事業者、または生協等の事業者で、消費者と接点のある関係事業者またはNPOとも想定をして、今年そのモデル的に施行の調査を、施行の資料をつくるということで想定をしております。届け団体を、認定申請に基づき団体を認定し、また、県のほうでその団体の診断員を研修し、研修を受けた社員を対象に登録証を交付すると、また、活動報告を県に入れていただくかたちでございます。

また、「市町村との連携」では、この省エネ診断の広報や省エネ講習会の実施をするということでございます。「県の役割」としては、この制度の運営、周知、統括団体の認定、省エネ診断員の研修、登録および公表、統括団体への支援、指導、助言、また人材育成ということでございます。

「施策の変更点」でございますが、これは長野県の取組みは、省エネ行

動の促進施策ということで減 CO2 アクションキャンペーン、信州エコポイント等のものでしたが、省エネ診断への実施には移行している過程でございました。

「再構築と施行」は、実効性が高く省エネ行動の定着を目指す施策ということで、家庭の省エネ診断制度の運用、そして市町村などが実施する講習会の支援ということから、行動促進する施策から、実効性・省エネ行動の定着へ施策を移行していきたいということでございます。

以下、実施見込みと課題等の整理をしてございますが、現在の試算では、省エネ診断の実施見込みが約 10 万世帯/5 年間で想定をしています。また省エネ講習会では、約 2.5 万世帯ということでございます。

「課題」としましては、未参加世帯へのアプローチをどうするか、または効果の高い訪問診断世帯をどういうふうに増やしていくかということが重要になっております、と考えております。

中島課長

別紙 14 でございます。「家庭の省エネラベル表示制度」でございます。既存の制度でもあるものですが、国の統一省エネラベル制度の状況を踏まえて、現在県で対象となっていない「電気便座」と「蛍光灯器具」を追加するものでございます。参考の図ですが、温水洗浄便座も近年急速に普及をしている、そういった状況も鑑みて「電気便座」と「蛍光灯器具」を追加するというところでございます。

一方井委員長

はい、ありがとうございました。どうぞご意見をお願いします。

はい、どうぞ、今泉委員。

今泉委員

初歩的な質問で申し訳ないのですが、「蛍光灯機器」というのは「LED 照明等」も含んでいるということですか。

田中企画幹

基本的にこの指定については、LED が含まれているかどうか確認はしていませんが、照明器具についても国のほうでこれをラベリングしております、ただ国は今努力義務なものですので、県で努力義務ではなくて義務をかけて掲出を徹底してもらっている主旨でございます。

一方井委員長

それではよろしゅうございませうか。はい、それでは次の説明をお願いします。

中島課長

次は、別紙 16、別紙 17 でございますが、政策 7、8 の論点でございま

す。別紙 16、これは「面的対策」でございます。面的対策としては、特にここでは「交通対策」、「都市計画」の視点から整理をしております。これにつきましては、関係部局が特に主体になる取組みも多いものですから、関係部局の現在の取組み等も含めて整理をしております。

まず「交通政策との連携」という視点でございますが、長野県では平成 24 年度中に新たな総合交通のビジョンの策定をするということで今検討がされています。その総合交通ビジョンの検討委員会で検討されている論点の中で、「環境負荷の低減」、この「温暖化対策の面的対策」という観点からも位置づけられる取組みについて整理をしておりますが、

1. 「環境への負荷を低減させるため、交通における公共交通機関の分担率等を引き上げるための取組み」、こういったものが必要か。また「旅客輸送や貨物輸送への低公害車両導入を促進するための取組み」。また、「環境への負荷を低減させるため、ハイブリッド車等低公害車両の導入」、「低炭素社会を実現するため、自然エネルギーを活用した公共交通の運行」、また「山岳観光地における環境にやさしい輸送手段」。こういった観点から議論されておりまして、ここでの議論も踏まえて政策を施行していきたいと考えております。

また、これ以降は具体的な交通対策として体系的に整理をしますが、1 つめは「公共交通の維持・利便性の向上」という視点であります。これにつきましては「長野県公共交通活性化協議会」というものがございまして、ここで「公共交通維持のための取組みを推進していく母体として、県に位置づけていきたい」ということでございます。

また現段階では、「地域間幹線バス路線の補助」がございまして、こういったものは継続が考えられます。

また、「自動車から公共交通への転換」ということでございますが、「通勤・来客交通計画書制度」ということで先程、「排出抑制計画書制度」の中で触れさせていただきました各事業者、特に商業施設の事業者につきましては「来客交通計画」をその中で、または通常の事業者の場合は、「通勤にノーマイカー通勤」という視点をこの「計画書制度」の中に入れ込んでいただくという観点で、こういった自動車から公共交通の転換を促していきたいということでございます。

また、「特定曜日の公共交通の割引」、現在もされておりますが、こういった取組みも継続して推進していきたいということでございます。

また、「低炭素車の普及」でございますが、「電気自動車の普及環境整備」、そういったことを推進するための協議会を昨年度から立ち上げておりまして、「急速充電設備への補助」や「情報提供等の推進」を今後とも強化をし

ていくということでございます。

また、「自動車環境情報提供制度」、これは現行の条例上に「自動車販売店が販売時に自動車環境情報を消費者に提供する」という、そういう制度がございます。

そういった制度に加えて「環境マイスター認定制度」や、別紙 17 で詳細を説明しますが、こういった制度との連携を図っていききたいと思います。

また、「運転時の環境負荷低減」でございますが、現行の条例の中に「アイドリングストップ実施周知制度」がございまして、これも継続をしていくということでございます。また「物流の効率化」という視点ですが、「物流計画書制度」これは「排出計画書制度」の中で物流に関連する事業体につきましては、そういった物流の施設の計画を盛り込んでいただくことで、一体的に運用していくということでございます。

「都市計画」の視点でございます。「都市計画の政策とも連携を図っていく」ということございまして、平成 12 年の都市計画法改正で平成 16 年 5 月までに策定を義務付けられている「都市計画ビジョン・マスタープラン」でございます。こういったものの中に、温暖化、低炭素まちづくりの視点を入れていくということに関連部局と連携を進めていくということでございます。

また、「未利用エネルギーの面的活用」でございますが、「未利用エネルギー活用検討制度」、これはその自然エネルギーの中で 10,000 m²以上の新築については、こういった制度を検討していきたいと思えます。

また、「市町村の環境まちづくり支援」ですが、市町村の研究会等の中で国交省が公開・提案している『『都市の低炭素の促進に関する法律案』に基づく低炭素街づくり計画の策定の支援』をしていくということでございます。

少し都市計画のところ、タスクフォースの議論をご紹介したいのですが、現段階の都市計画は長野県では主に道路の整備が上になっているということで、なかなか実質的に面的対策としての都市の集約化であるとか、または広域的な交通をどうしていくか、そういった部分が市町村単位、またはその都市計画ですから都市を中心とした部分しか策定されない。長野県は農村部も多い中で、市町村単位のものであるところの農村部のビジョンは入りませんし、交通という部分では広域的なその都市を超える、市町村を超える視点からの広域的な視点も必要ではないか。そういった意味で現段階の都市計画の仕組み自身にも少し課題があるということで、その「長野県の特性に応じたこの温暖化の視点、交通や都市の集約化等の視点も含めたこの計画のあり方について少し中長期的に議論していく必要があるの

ではないか」そのような議論がございました。

別紙 17 でございます。「自動車環境情報提供制度」でございますが、この「自動車販売店事業者によります環境マイスターとの連携」ということでございます。これにつきましては昨年度、広く市民から政策提言を求めたところ、長野県の自動車販売店協会さんのほうから「ぜひとも環境マイスター認定制度を長野県と連携しながら進めていきたい」、そういったご提案のあったものを踏まえて整理をしてございます。この「環境マイスター制度」は、京都の NPO 法人環境市民がいくつかの地域と連携しながら、環境マイスターを認定する仕組みで、環境知識を有して、それを使って環境情報を消費者に提供する。そういった提供者を認定していく制度でございます。こういった制度を長野県とも連携して認定する仕組みを検討していきたいというご提案を踏まえてこの環境マイスターの制度も推進していきたいということでございます。

一方井委員長

はい、ありがとうございます。別紙 16 と 17、ご説明いただきました。ご意見をお出しいただければと思います。

よろしゅうございますか。はい、それでは県からご提案があった方向で、詳細をさらに進めていただければと思います。それでは次のご説明をお願いします。

中島課長

次は別紙 19 でございます。政策 10 の「再生可能エネルギー計画書制度の見直し」という論点でございます。これにつきましては、「エネルギー供給に関する地球温暖化対策に係る計画書制度」として、全体に見直していきたいと考えています。

まず最初に「現行の制度」でございますが、下に参考として整理してございます。これは県内に電気を供給する事業者に対して、再生可能エネルギーの電気の供給を拡大することを目的に今、単年度ごとに再生可能エネルギー供給量の割合の拡大に係る計画書の作成をしてもらうというものでございました。この 7 月から全量固定価格買取制度が導入されておりますので、これは発電設備が設置されたものは、基本的に購入が義務付けられるといった制度でございましたので、県としてこういった制度は継続していく意義がなくなったという大きな状況変化がございました。

また、こういったことや近年のその東日本大震災以降の電力需給逼迫ということから、電力会社から電力の需給の情報をきちっと県民に提供していくといった必要性が生じてきております。こういった大きな状況変化を踏まえて、制度を変更していきたいということでございます。

まず「目的」ですが、「エネルギー需要者側のみならず、エネルギー供給者側からも温暖化対策や再生可能エネルギーの普及・供給拡大を促進」、また「エネルギー供給情報の県民への提供をする」というものでございます。

「対象者」は、「県民や県内事業者にエネルギーを供給している事業者」ということで、これまでは再生可能エネルギー電気でしたから、電気を供給している事業者に限っていたわけですが、これからはガスや石油等も含めた、エネルギー供給事業者を対象者として想定」をしてございます。

「対象事業者」につきまして、その内容としては「最大3カ年のエネルギー供給者側からの温暖化対策等の促進に関する計画書を作成する」ということでございまして、想定される内容としては、「温暖化対策の促進のために講じる省エネルギー等の措置」、「再生可能エネルギーの普及・供給拡大のために講じる措置」ということで、供給していく電気やガスの中に再生可能エネルギーを普及していく視点もあるかも知れませんが、また、潜熱回収型給湯器や太陽光発電、太陽熱温水器、そういったものを販売促進していく、そういった視点の措置も講じていきたいということも想定をしております。

また、「その他エネルギー供給の実績」ということで、「電力の需給、情報の実績、等のエネルギー供給の実績も出していただく」ということを想定しています。この中で再生可能エネルギーの設備の設置や再生可能エネルギーの供給量等も出していただければ、ここは国の、県の政策の自然エネルギーの進捗状況、または手法の作成にも活用できる、そういった意義がございまして。

また、計画書を提出した事業者は取組み実績等について、毎年度報告書を作成し、事業者と県はそれぞれ計画書と報告書を公表いたします。

論点としては、「対象者」のところなのですが、エネルギー事業者を拡大をすることで、電力会社、電気事業者、これが対象になっていましたけれども、ガス会社、石油販売業者を対象にすると、長野県の場合は非常に小さなプロパンガスの事業者、また石油ではガソリン等を販売し非常に小さな事業者がございまして、どこまでを対象にするのか、足りるのか、業界団体を対象にするのか、そういった論点を今後、関係事業者とも相談していく必要があると考えていますし、そういったこれまで対象になっていなかった事業者に対して、計画書をつくっていただけるか、そのあたりの具体的な中身についても今後は少し調整をしていきたいと考えています。

別紙 20 も併せてご覧いただければと思いますが、「適応策政策パッケージ」でございまして。1つめは、「気候変動モニタリング体制」ということで

ございます。まずはその気候変動のモニタリングに有益なデータを観測している機関の存在を認識し、モニタリングのネットワークを構築し、ネットワーク内相互での観測データの共有・融通を可能にするという視点で、現状では各研究機関で個別に観測しているものも、ネットワーク、ここに掲げていますような「各種機関がネットワークを構築して、データを共有する」ということとございます。スケジュール、取組みのイメージはここに示した通りでございます。

また2番目、「気候変動適応プラットフォーム(適応のための情報交流)」ですが、気候変動への適応を具体的に検討していく場作りをしていくということとございまして、環境保全研究所は県関係課等々とプラットフォームの構築をするということとございます。例えば農業分野での対応が1つ重要になってくると考えられるわけですが、政府のチーム、環境保全研究所と共同研究体制をとりながら農業技術の開発、開発した技術の農家への提供に向けた課題把握等の取組み、または例2としては、工業分野、産学官連携による関連技術や連携体制の構築ということで、気候変動適応関連の技術の開発等を想定をしております。以上になります。

一方井委員長

はい、ありがとうございました。2つ資料を、別紙19と20を説明しました。どうぞご意見出していただければと思います。
どうぞ、並木委員。

並木委員

「プラットフォーム」についてお聞きします。適用策だけでなく緩和策も含め、国の行政機関とは、今後、プラットフォーム等において連携をされていくとの理解でよろしいのでしょうか？

先の資料6の説明等でも、例えば、森林吸収について検討するには国の行政機関との連携も必要だろう、との趣旨の説明があったかと思えます。

長野県の特徴は、広大な林野面積と自然公園面積にあると思いますので、それらを所管する国の行政機関、林野庁や環境省、国土交通省等と連携していくことは必要ではないかと思っています。

一方井委員長

はいどうぞ。

田中企画幹

はい、まさにご指摘の通りでして、実は様々な試験研究機関を含めて、国の機関や独立行政法人の機関が県内にございます。そうした試験場とか、実はそうしたところと、様々な技術を持った機関とが、横で連携していくことによって、新たなシーズとなるものが生まれてきて、課題解決が可能

になると考えております。まずはそのプラットフォームを作らないことには、そこに進んでいかないだろうという現状の認識がございます。それから、そうした中に、委員が所属の信州大学とか、そうしたところとも連携体制を組んでいくと、よりそうしたものの実効性が高まるのかな、と認識しております。

並木委員

例えば、林野庁については国有林における豪雨に対する治山事業等で、国土交通省の砂防事務所については河川における治水事業等で、連携ができるのではないかと思います。また、大学の方も色々と連携をしていければいいという話がありますので、ぜひ、色々なところとの連携を強めて頂ければと思っています

一方井委員長

はい、田中企画幹。

田中企画幹

昨年度私たちの方でも検討したところで、やはりきちんと県の機関も国と協力して、かなり今後の影響予測とかも行っていると。問題はその影響予測を、対応策を開発していくような機関と認識を共有していったり、あるいは観測モニタリングをより精緻に行い、より正確な将来予測を行って、さらに対策を立てる。この往復運動のようなものをしっかりやるというよりも、研究所あるいは県の課が個別にやるよりも、仕組みとしてきちんと構築していくことが大事なのかな、というのが昨年度の検討で得られた成果でして、まずはそこを計画にも書き込んで、進めていきたいと考えております。

並木委員

承知しました。

一方井委員長

はい、どうぞ山下委員。

山下委員

「温暖化対策の計画書制度」をエネルギー供給者方に広げていくのはぜひやっていくべきかと思えます。東京の方はご存知の通りに、東京ガスさんが太陽熱をやったり、埼玉の方でも地場のガス会社さんが太陽熱のリース制度を環境省でやったりしていますので、今まで全然関係なかったような旧来のエネルギー会社さんが入ってくるのはもちろんあると思えます。それを捕捉するのに非常にいい制度になると思えます。それからデータ、供給情報ということですが、これも使いようによってはいろいろなことができると思っています。例えば電気料金表にしたって、今は情報ほとんど

書いていないのですが、エネルギーの内訳を書いてみたり、理想的には例えば、当面の7月の電気料金がいくら下がっているのか、わかりやすく示すとかですとか、そういうこともお願いできるかと思います。情報を取ってどう使っていくかをぜひ検討してほしいです。

一方井委員長

はい、ありがとうございました。

田中企画幹

今の山下委員のご指摘の点も踏まえて、事業者とも調整や検討をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

一方井委員長

はい、ありがとうございました。はい歌川委員。

歌川委員

「エネルギー供給に関する地球温暖化対策に係る計画書制度」は、再生可能エネルギーの普及・拡大だけではなく、燃料転換、省エネなどの供給事業者側の対策も含めて情報提供できます。例えば電気や熱供給者の排出係数が出ているとCO2排出係数の高い燃料を使う所や発電所の発電効率が悪いところなどが把握できます。こうした情報について県民や県の事業者に提供できる制度であれば、全体として供給側の対策が進むと思います。

一方井委員長

はい、田中企画幹。

田中企画幹

委員のご指摘の点、踏まえて検討していきたいと考えております。

一方井委員長

はい、ありがとうございました。その他ご意見は。はいそれでは今出たご意見を踏まえて進めていただきたいと思います。

中島課長

最後の論点ということで、条例の関係でございます。別紙9、10でございます。別紙9「条例の体系骨子素案」でございますが、先ほどの論点で整理した通り、地球温暖化対策、これは環境エネルギーというそういった視点を入れていくという観点から、全体の整理をしてございますし、また歌川先生が今まで議論いただきました新しい制度の中で、条例施行と言いますか、「県民の権利義務に関わる部分」ですね、そういった部分の制度をこう位置づけるというかたちで整理をしてございます。

また、別紙10でございますが「条例の名称」ですが、この計画と同じような観点の表現が入っていますが、A、B、C、その他ということで、この案を整理してございます。

- 一方井委員長 はい、ありがとうございました。そうすると特に別紙 10 の方の A、B、C の案についてはご意見をいただきたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。
- あ、どうぞ今泉委員。
- 今泉委員 最初のほうの名称と同じだと思うのですが、その並びとなると B というところが適切なのではないかと、思います。
- 一方井委員長 はい、ありがとうございました。その他のご意見はございませんでしょうか。はいどうぞ今泉委員。
- 今泉委員 こちらにはサブタイトルというのは入らないのですか。
- 一方井委員長 はい田中企画幹。
- 田中企画幹 はい、条例の名称ですので、なかなかサブタイトルという形は、条例は法規ですのでなかなか難しいかと思っております。また、法規につきまして委員ご指摘の点ご意見を基に作成は致しますが、ただ最終的に法規審査がございますので、その点でどうなるのか、財政と同じく分からないところでございますが、委員の皆さんのご意見を踏まえて案は作成させていただきたいと考えております。
- 中島課長 そうは言っても、「省エネルギーの合理化に関する法律」を「省エネ法」と呼んだりしていますので、正式な名称につきましては先ほどの案になりますが、愛称的な皆さんが共有して呼ぶものは短いほうがよいというものもあるかも知れませんが、何かよい提案があれば、いただければと思います。
- 一方井委員長 はい、ありがとうございます。それでは条例の名称は B というご意見でよろしいかと思えます。「体系骨子草案」も特にご意見がなければ、このご提案の方向でお願いします。あとは論点は、最後はこれでよろしいですか。
- 中島課長 はい、ありがとうございます。
- 一方井委員長 進行の不便でだいぶ押してきましたのですが、歌川委員の方から、

歌川委員

中部地方の電力需給についてプレゼンテーションをお願いしたいと思います。

中部電力に対し、長野県が質問を出され、得られた回答について分析した結果を報告します。

まず 2011 年夏の中部電力のピーク電力は、福島原発事故前の 2010 年に比べ 7% の削減、最大中心の 3 日平均では 7.3% の削減になっています。これを他の電力会社と比べると、大口需要家に義務を課した東京電力は 18% 削減、東北電力は 20% 削減と高く、それ以外は低くなっていますが、中部電力は義務のない関西電力、中国電力、九州電力などの 10~12% 削減に比べて小さい削減に留まっています。

この 2 年間の 1 時間毎の電力を多い順に並べ比較します。節電前の 2010 年は、最高が 2709 万 kW で、そこから数えて上位 100 万 kW を記録した時間数が年間 42 時間でした。特徴として、ピークが目立たず、一方で上位 200 万 kW は夏の 4 ヶ月で占められていました。2011 年は節電の結果、夏の暑い日に電力が集中し、上位 100 万 kW は年間 14 時間、8 月 8 日~10 日の 3 日間に限定されています。節電後もピーク近い需要は短時間ですから、この 14 時間だけ集中的に対策し、さらにピーク電力を削減できる展望があります。

2011 年には上位 100 万 kW は夏の 4 ヶ月に限られますが、その下では夏の 4 ヶ月以外もあります。冬はピーク時間も夕方で、夏の昼には重点でなかった家庭の割合もやや高くなります。昨年夏の対策でも無茶をして熱中症で救急搬送された方が全国で 4 万 6 千人いました。冬の対策では、脳卒中や心臓を罹っている方が、間違っても暖房を切ったりしないよう注意を払いながら対策を進めていく必要があります。

次に、最高気温と最大電力の関係を示します。中部電力の最大電力と、中部電力最大のオフィス需要地域である名古屋市の最高気温の関係を示すと、同じ最高気温の日でも節電前の 2010 年と、節電が幅広く実施された 2011 年では電力需要が大きく異なっていることがわかります。

2010 年の場合には、最大電力発生日には、気温は最大ではなく、もっと高い日がありました。不快指数で整理すると、名古屋市で不快指数の高い日に最大電力が発生したことがわかりました。また、2010 年と 2011 年の最大電力発生日における名古屋市の不快指数はあまり変わりません。2011 年に最大電力が低下したのは福島第一原発事故により企業や家庭が節電に努力したからと見たほうが適当だと思います。

参考ですが、節電対策として、我慢、活動やサービス水準を低下させ、

労働環境その他に負荷を与えるものは、今後継続することは難しいと思います。それに対し、効率改善、不要不急の活動停止は、維持はもちろん強化も可能です。前者だけでは節電の継続自体が難しく、歩留まりが悪くなり、ピーク電力カットの強化が困難ですが、後者のような効率改善なら、今年は5%減、来年は10%減、再来年は15%減というように対策強化・積み重ねも可能です。

2012年の中部電力全体の電力需給予測のデータが出ています。2010年は最大電力は2709万kW、2011年は前年比7%減の2520万kWでした。今年の5月の政府の需給等検証委員会報告では、政策を伴わず「定着」した節電として昨年の節電実績の約3分の1のみ節電とし、需給予測をしました。こうした小さな節電想定でも、中部電力は最大電力に対し、供給力は5%以上余裕があります。

長野県に対し、中部電力から供給に関していくつか回答がありました。中部電力は需要予測について、政府の需給等検証委員会より少なくなると発表していますので、もっと余裕があります。

中部電力の需給調整契約、つまり需給がきつくなったら電気を切る契約の実績は2011年も2012年も全体で70万kW、東京電力と比べると小さいということです。

また、満水にした場合の揚水発電の発電可能性について発表がありました。関西電力で3000万kWhに対し、中部電力は4000万kWhと、揚水発電の発電可能性が高いことがわかりました。これから、揚水発電でどれだけのkWを稼ぐというときに、何時間もつか、ということが推定できます。

電力需給に余裕がある中部電力で節電に取り組む意義についてお話しします。すでに長野県で「さわやか信州省エネ大作戦」を6月から実施されています。こうした取り組みの意義として、エネルギーリスク対策、温暖化対策、さらにはピーク対策が進めば石油火力などコストの高い電源を動かす必要がなくなり、環境だけでなくコストにも貢献をすることです。ピークカットと消費電力削減対策を両立する対策で、負担にならないスマートな節電対策の推進が可能です。

さらに、節電側が光熱費を削減できるだけでなく、省エネ投資をすれば、節電投資事業などがうまれます。長野県の地場産業に発注があれば地域産業の活性化、雇用創出になり、地域経済の発展につながると考えられます。自治体もこういうスマートな事例を発信し、自治体の成功事例があれば、「積極的に民間でもこんなことをやったら」、「役所でもうまくいったのだから民間でもできるはずだ」ということで発信していただけたらと思います。これで終わります。

一方井委員長

ありがとうございました。最新の状況の分析と今後の見通しのことまでありました。ご質問等あれば、よろしゅうございますか。歌川委員、本当にありがとうございました。時間がだいぶ遅くなってしまったのですが、本日予定の議事はすべて終わりました。委員の先生方から何か言い残したことがあればお願いします。

よろしゅうございますか。それでは進行を事務の方にお返しいたします。

田中企画幹

一方井委員長どうもありがとうございました。また委員の皆様、長時間に渡り熱心なご議論を本当にどうもありがとうございました。さて、次回の委員会は9月7日金曜日を予定しております。本日の骨子素案に対するご意見を基に中間報告案を作成してご議論をいただきたいと考えております。

以上をもちまして本日の委員会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

以上